



第97期 定時株主総会 招集ご通知

2021年3月1日から2022年2月28日まで

株主総会参考書類
招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時: 2022年5月25日(水曜日)

午前 9 時 受付開始

ウェブサイト公開開始

午前10時 開会

場所: 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンタワー別棟

【インターネット出席ご活用をお願い】

インターネット上で出席し議決権行使や質問が行える株主総会を開催いたしますので、是非ご活用ください。議決権行使は、事前のご行使を推奨しています。また、**当日のご出席にあたっては、事前登録が必要となります。**ご登録方法および開催方法に関する詳細は、本招集ご通知67～68頁および下記ウェブサイトでご確認ください。

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

イオン株式会社

証券コード: 8267



議決権行使が簡単に！

「スマート行使」[®]対応

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ること
で、議決権を簡単にご
行使いただけます。

より多くの株主の皆さまがご出席いただけるよう、 インターネット出席型の株主総会を開催します。

ご来場いただかなくても、インターネットでご視聴いただきながら議決権行使や質問が行える株主総会を開催します。会場が遠くご出席に時間を要する株主さまや、新型コロナ下で外出を自粛いただいている株主の皆さまは、是非ご活用ください。

また、ご来場およびインターネット出席ともに事前登録制となります。**ご出席をご希望の場合は、必ず事前に登録をお願いします。**

なお、ご登録方法および開催方法に関する詳細は、本招集ご通知67～68頁および下記ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

議決権行使いただいた株主の皆さまに素敵なプレゼント！

議決権行使は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご行使いただくことで株主さまのご意思を反映させることができます。また、事前に郵送または電磁的方法（インターネット等）で議決権をご行使いただけます。議決権をご行使いただいた株主の皆さまには、素敵なプレゼント（66頁）もご用意しておりますので、是非とも、事前にご行使いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

目次

ご挨拶	2
招集ご通知	3
株主総会の流れ	5
株主総会参考書類	7
イオン1%（ワンパーセント）クラブのあゆみ	21
（添付書類） 事業報告	23
連結計算書類	
連結貸借対照表	51
連結損益計算書	52
計算書類	
貸借対照表	53
損益計算書	54
監査報告	
会計監査人の連結計算書類に係る監査報告	55
会計監査人の監査報告	57
監査委員会の監査報告	59

ご参考	
本株主総会終了後の各委員会委員および執行役	62
株主総会資料の電子提供制度のお知らせ	63
株主優待制度のご案内	64
事前の議決権行使のお願い	65
当日のご出席に関する事前登録のお願い	67
ご視聴のみのライブ中継のご案内	69
株主メモ	70

※事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」「会社の体制および方針（業務の適正を確保するための体制および運用状況等）」「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」は法令および当社定款の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので本招集ご通知添付書類には記載していません。

ご挨拶

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2021年、イオングループでは持続的成長に向けた事業基盤を強固なものにするべく、5ヶ年にわたる中期経営計画の初年度をスタートさせました。

新型コロナウイルスは、人々の暮らしに大きな影響をもたらし、ワクチン接種は進んだものの、感染症拡大は一進一退を繰り返しました。感染症のみならず、地球温暖化、物価上昇、不安定な国際情勢など、あらゆる社会課題が地球規模で押し寄せています。

この大きく変化する社会環境に適応し、変化を機会と捉え、中期経営計画で掲げた成長戦略に基づき、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

「商品」では、原材料やエネルギーコストの高騰により、商品の値上げが相次ぐ中、お客さま第一の信念のもと、お客さまの暮らしを守ることを最優先に考え、独自物流の効率化などにより、プライベートブランド「トップバリュ」の価格凍結宣言を行いました。お客さまの生活を応援するとともに、イオンの提供する価値をご理解いただく契機となり、お買い求めいただけるお客さまを大きく増やすことにつながりました。

「デジタルシフト」では、外出自粛、内食化の拡がりによる巣ごもり需要から食品のEC市場が拡大しました。多様化した購買行動は生活に馴染み、感染症拡大収束後も市場拡大が続くと見込まれます。イオンでは、顧客起点でリアルとオンラインが融合された顧客体験の提供を目指しております。急速に高まる需要に応えることで、ネットスーパーの事業拡大も進み、食のオンラインデリバリーにおけるトップシェアを確立するまでになりました。

「生活圏の創造」では、地域会社が地域の変化を促し、地域の先端をいく役割を担うために、一昨年の北海道、近畿、九州に続き、昨年は東北、中四国における企業再編を行い、これまで進めてきたリージョナルシフトが完遂しました。地方の変革と発展こそが、日本全体の成長に必要となります。今後、地方から変革を促すことに加えて、地域で最も期待される企業となってまいります。

2022年、中期経営計画の2年目は、成長戦略の実行に強いこだわりを持ち、環境変化で生まれる事業機会を捉えた取り組みを、初年度以上にスピードを上げて推進していきます。業績面においても確実にレジリエンスを示す年にしたいと考えております。

株主さまをはじめ、地域のお客さま、お取引先さまなど、多くのステークホルダーの皆さまに、イオンが創造する価値に共感いただき、応援いただけるよう、豊かで持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援とご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。



2022年4月
取締役 代表執行役社長

吉田昭夫

2022年4月28日

株主の皆さまへ

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イオン株式会社取締役
代表執行役社長 吉 田 昭 夫

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。**本株主総会は、会場またはインターネットによりご出席いただくことができます。なお、当日のご出席には、事前登録が必要となります。ご出席を希望される場合は、本招集ご通知67～68頁をご確認のうえ、事前登録をお願いします。また、当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネット等で、事前に議決権のご行使を行うこともできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2022年5月24日(火曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

記

敬 具

1. 日 時 2022年5月25日(水曜日)午前10時
2. 場 所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 イオンタワー別棟
3. 目的事項
 - 【報告事項】
 1. 第97期(2021年3月1日から2022年2月28日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 【決議事項】
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 公益財団法人イオンワンパーセントクラブの社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

以 上

■事業報告、連結計算書類、計算書類に表示すべき事項の一部につきましては、法令および定款の規定に基づき、下記の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しています。また、監査委員会が監査した事業報告、連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している書類となります。

■事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

■会場の定員は50名を予定しています。定員を上回る事前登録があった際は、ご入場いただけない場合があります。

■今後の状況により株主総会の開催、運営について変更が生じる場合がございます。その場合は当社ウェブサイトでお知らせします。随時更新いたしますので、ご確認ください。

■本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトを開示いたしました。

当社ウェブサイト (<https://www.aeon.info/ir/>)

議決権行使に関するお願い

A

郵送による議決権の事前行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、
2022年5月24日(火曜日)午後6時までに
到着するようご返送ください。

B

インターネット等による議決権の事前行使の場合



65～66頁をご参照のうえ、パソコン、スマートフォンから
議決権行使ウェブサイトアクセスし、画面の案内に従って、
2022年5月24日(火曜日)午後6時までに
議案に対する賛否をご入力ください。

C

当日ご出席の場合(事前登録が必要です。)

①会場でのご出席の場合(定員50名)

67～68頁をご参照のうえ、事前登録をお願いします。
当日は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

②インターネット出席の場合

事前登録をお願いします。インターネット出席は会場での出席とは一部異なった取り扱い
があります。詳しくは、67～68頁をご参照のうえ、ご登録ください。

※事前登録は、①②いずれも**2022年5月12日(木曜日)午後6時までに**お願いします。

<事前の議決権行使に関して>

- 郵送およびインターネット等の双方により重複して議決権を行使した場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネット等による議決権行使が複数回行われた場合は、最後のインターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 郵送による議決権行使における各議案に賛否の記載がない場合は、会社提案議案について「賛成」として取り扱います。
- なお、議決権行使いただいた株主の皆さまに素敵なプレゼントをご用意しております。詳しくは66頁をご確認ください。

<当日の議決権行使に関して>

- 事前に議決権行使を行い、当日、ご出席いただいた場合は、当日、出席された際の議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 但し、当日、インターネットでご出席された株主さまが事前に議決権を行使されている場合、事前の議決権行使の効力を取り消さず維持し、当日の採決のタイミングまでに新たな議決権行使があった場合に限り、事前の議決権行使の効力を破棄するものとして取り扱います。

※議決権行使いただいた株主の皆さまに素敵なプレゼントがあります。
(プレゼントの企画内容に関して詳しくは、66頁および同封の書類をご確認ください。)

※ご出席をご希望の場合は、事前登録が必要になります。
(会場の定員は50名を予定しております。お手続きに関して詳しくは、67～68頁および同封の書類をご確認ください。)

※ご自宅などで株主総会を視聴いただけるようインターネットによるライブ中継を行います。
(視聴方法および議決権行使方法に関して詳しくは、65～69頁および同封の書類をご確認ください。)

イオンの株主総会の流れ

開催前

ライブ中継を利用する場合

① 書類を見る



スマートフォンで招集ご通知の主要なコンテンツをご覧いただけます。



スマート
招集

「スマホ招集通知」アクセス方法
<https://p.sokai.jp/8267/>



② 事前に議決権を行使する

行使期限

2022年5月24日(火曜日)
午後6時まで

【ご注意】当日インターネット出席する株主さまにおかれましても、万が一の通信障害やPCの不具合等に備え、議決権の事前行使を推奨いたします。

お手軽にご利用いただける
スマートフォンでの
議決権行使を推奨します。

③ 事前登録をする

下記ウェブサイト内のご案内をご確認いただき、お申込みください。

事前登録の際は同封の「インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力ください。

お申込み期限 2022年5月12日(木曜日)午後6時まで

【ご注意】事前登録をいただけない場合、総会当日は議決権の行使および質問をすることができません。

事前登録はこちらから

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

※事前質問をご希望の方も上記サイトのご案内をご確認ください。



※ご視聴のみご希望の場合は、事前登録は不要です。

当日会場で出席する場合

② 事前登録をする

事前登録はこちらから <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

事前登録の際は同封の「インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載のID・パスワードをご入力ください。

お電話での申込みも受け付けています。

0120-149-276 (受付時間 午前9時～午後5時)但し最終日は午後6時まで受付いたします。

お申込み期限

2022年5月12日(木曜日)午後6時まで



開催当日

① インターネット出席する

開始時刻

2022年5月25日(水曜日)午前10時

※配信は午前9時より開始します。

出席方法

事前登録後に別途送信される**出席用URL**からアクセスしてください。

※質問は、テキスト形式(200文字まで)でご提出いただけます。

② 議決権を行使する

※出席用サイトより、議決権を行使いただけます。
 ※会場での出席と異なる取り扱い等がありますので、
 予めご了承ください。

(視聴のみの場合は、「視聴コード」を入力しご視聴ください)

総会会場

**千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンタワー別棟**

開始時刻

2022年5月25日(水曜日)午前10時

※受付は、午前9時より開始します。

【ご注意】事前登録を行われていない株主さまはご入場いただけませんのでご注意ください。
 また、会場の席数に限りがあることから定員は50名を予定しています。定員を超えるご登録
 があった場合は抽選となり、ご希望に沿えない場合もございますので予めご了承ください。
 ご入場いただける株主さまには、ご来場のご案内通知を5月20日頃発送予定です。

終了後

① 配信動画を見る

総会終了後、当社ウェブサイトにて株主総会での
 事業報告、経営方針等を配信します。



公開予定

2022年6月4日(土曜日)から公開

② 書類を見る

議決権行使結果／有価証券報告書／
 コーポレート・ガバナンスに関する報告書

配信動画、各種書類は下記より
 ご覧ください。

**[https://www.aeon.info/ir/stock/
 meeting/](https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/)**



議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 機動的な株主総会運営を図るため株主総会議長の選定に関して代表執行役会長以外が議長となることを可能とするため、現行定款第13条の規定に関して変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
(議長) 第13条 <u>株主総会の議長は、代表執行役会長がこれにあたる。代表執行役会長が空席であるとき、または代表執行役会長に事故あるときは、取締役会で定める順序により他の取締役または執行役がこれにあたる。</u>	(議長) 第13条 <u>株主総会の議長は、取締役会で定める。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 (新設) (新設)	(削除) (電子提供措置等) <u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 (附則) 1 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下、「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条は、なお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または、前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役7名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役7名全員は任期満了となります。つきましては指名委員会の決定に基づき取締役7名の選任をお願いするものです。なお、取締役候補者7名のうち過半数の4名が社外取締役候補者であり、いずれの社外取締役候補者も東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしています。また、当社は、下記の事項を取締役の資格要件として定めており、取締役候補者全員は、これらの要件を満たしています。

【社内取締役候補者の指名基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社およびグループの業務に関し十分な経験と知識を有すること、経営判断能力および経営執行能力にすぐれていること。
3. 当社およびグループの基本方針・戦略立案・経営執行に責任を持ち、取締役会への説明責任を果たすことのできる当社の執行役、または子会社社長・社長である者とする。但し、執行役を兼務しない社内取締役を選任する際は、この限りではない。

【社外取締役候補者の指名基準】

1. 取締役としてふさわしい人格・識見を有すること。
2. 当社の基本理念・行動規範等の考え方を共有いただけること。
3. 最高経営責任者等経営者としての豊富な経験、もしくはそれに準ずる経験・知見を有すること。
4. 当社の経営陣に対し、経営戦略の推進、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス経営等について、指導・監督できる高い見識や豊富な経験を有すること。

※社外取締役に關しては、上記事項に加え、以下に掲げる独立性基準を満たす人物とする。

【社外取締役の独立性基準】

当社の社外取締役は、独立性を保つため、以下に定める要件を満たした者とする。

1. 現在および過去10年間、当社または当社子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、使用人（以下、業務執行者という）ではない者。

2. 本人が、現在または過去3年間に於いて、以下にあげる者に該当しないこと。

- (1) 当社の大株主(直接・間接に10%以上の議決権を保有する者)、またはその業務執行者。
- (2) 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員。
- (3) 当社の主要な借入先(連結総資産の2%を超える金額の借入先)の業務執行者。
- (4) 当社の主要な取引先(当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上上の2%を超える金額の取引先)の業務執行者。
- (5) 弁護士、公認会計士または税理士その他コンサルタントであって、当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受領している者。
- (6) 非営利団体に対する当社グループからの寄付金が、1,000万円を超え、かつ当該団体の総収入もしくは経常利益の2%を超える金額の団体の業務執行者。
- (7) 上記1. および(1)～(6)の配偶者または2親等以内の親族。

※但し、上記(1)～(7)のいずれかの項目に該当する場合でも、当該人物の人格、識見等に照らし、実質的に独立性を有すると判断した場合には、その理由を対外的に説明することを条件に、社外取締役候補者としてすることができるものとする。

■取締役候補者の一覧

候補者番号	氏名	当社における地位および担当(※)	第97期の取締役会への出席状況
1	岡田元也	取締役 取締役会議長 指名委員 報酬委員 代表執行役会長 再任	7回/7回
2	吉田昭夫	取締役 代表執行役社長 再任	7回/7回
3	羽生有希	執行役副社長 デジタル担当 新任	—
4	塚本隆史	取締役 報酬委員会議長 監査委員 再任 社外・独立	7回/7回
5	大野恒太郎	取締役 監査委員会議長 指名委員会議長 再任 社外・独立	7回/7回
6	ピーター チャイルド	取締役 指名委員 報酬委員 再任 社外・独立	7回/7回
7	キャリー ユー	取締役 監査委員 再任 社外・独立	7回/7回

※取締役候補者の地位および担当は、本招集に伴う取締役会決議時(2022年4月8日現在)のものです。

社外・・・社外取締役候補者 独立・・・東京証券取引所に届出予定の独立役員

1 おかだもとや 岡田 元也

再任



■ 現在の当社における地位および担当

取締役 取締役会議長
指名委員、報酬委員
代表執行役会長

■ 取締役会、委員会での活動状況

取締役会 100% (7/7回)
指名委員会 100% (3/3回)
報酬委員会 100% (3/3回)

■ 所有する当社の株式数

2,547,096株

■ 生年月日

1951年6月17日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年 3 月 当社入社
1990年 5 月 当社取締役
1997年 6 月 当社代表取締役社長
2003年 5 月 当社取締役 兼 代表執行役社長
2012年 3 月 当社取締役 兼 代表執行役社長 グループCEO
2020年 3 月 当社取締役 兼 代表執行役会長 (現任)
(重要な兼職)

イオンモール株式会社 取締役相談役

イオンリテール株式会社 取締役相談役

株式会社ダイエー 取締役相談役

ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 取締役相談役

ウエルシアホールディングス株式会社 取締役

株式会社クスリのアオキホールディングス 社外取締役

<取締役候補者とした理由および期待される役割>

1997年に代表取締役社長就任以来、経営者として強力なリーダーシップを発揮し、既存事業の発展とM&A等による事業拡大を実現し、当社グループを国内トップの流通企業グループへ成長させてまいりました。小売業をはじめとする当社グループの事業に精通し、広くグループ全体の経営管理を遂行する豊富な経験と見識を有しており、今後の当社グループの成長と持続可能な社会の実現を両立するサステナブル経営を実践できると判断し、候補者としています。

<特別の利害関係>

岡田元也氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2 よしだ あきお 吉田 昭夫

再任



- 現在の当社における地位および担当
取締役
代表執行役社長
- 取締役会、委員会での活動状況
取締役会 100% (7/7回)
- 所有する当社の株式数
11,000株
- 生年月日
1960年5月26日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社
2011年 3 月 イオンモール株式会社 中国本部中国開発統括部長
2014年 5 月 同社常務取締役 営業本部長兼中国担当
2015年 2 月 同社代表取締役社長
2016年 3 月 当社執行役 ディベロッパー事業担当
2019年 3 月 当社代表執行役副社長
ディベロッパー事業担当 兼 デジタル事業担当
2020年 3 月 当社代表執行役社長
2020年 5 月 当社取締役 兼 代表執行役社長 (現任)
2022年 2 月 株式会社キャンドウ 取締役 (現任)
(重要な兼職)
イオン北海道株式会社 取締役
イオン九州株式会社 取締役
イオンリテール株式会社 取締役
株式会社キャンドウ 取締役

<取締役候補者とした理由および期待される役割>

ディベロッパー事業およびデジタル事業の責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2020年3月より代表執行役社長として、中期経営計画を策定し成長戦略を推進するなど、重要な意思決定や取締役会での監督を適切に行っており、今後の当社グループの成長と中長期的な企業価値向上を実践できると判断し、候補者としています。

<特別の利害関係>

吉田昭夫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

3 はぶ ゆ き 羽生 有希

新任



■ 現在の当社における地位および担当
執行役副社長 デジタル担当

■ 所有する当社の株式数
10,960株

■ 生年月日
1967年12月23日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4 月 当社入社
2004年 9 月 AEON SOUTH CHINA CO., LTD. 管理本部長
2007年11月 永旺商業有限公司 副総経理
2011年12月 永旺(中国)投資有限公司 董事
2013年 5 月 永旺商業有限公司 総経理
2014年 3 月 当社執行役 中国事業最高経営責任者
2014年 3 月 永旺(中国)投資有限公司 董事長
2017年 3 月 当社執行役 中国事業担当
2017年 5 月 AEON STORES (HONG KONG) CO., LTD. 主席兼董事総経理
2020年 3 月 当社執行役副社長 デジタル・中国担当
2021年 3 月 当社執行役副社長 デジタル担当(現任)
(重要な兼職)
重要な兼職はありません。

<取締役候補者とした理由および期待される役割>

当社および当社グループの中国事業およびデジタル事業の責任者、また主要な子会社の代表取締役社長を歴任するなど、豊富な経営経験と実績を有しています。2020年3月より執行役副社長として、中期経営計画の柱となるデジタル事業を担当しており、当社グループの事業基盤の確立と中長期的な成長および企業価値向上を実践できると判断し、候補者としています。

<特別の利害関係>

羽生有希氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。



■ 現在の当社における地位および担当
取締役

報酬委員会議長 監査委員

■ 取締役会、委員会での活動状況

取締役会 100% (7/7回)

監査委員会 100% (9/9回)

報酬委員会 100% (3/3回)

■ 社外取締役在任年数

5年

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 生年月日

1950年8月2日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年 4 月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行) 入行
2002年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行(現 株式会社みずほ銀行)
執行役員
2003年 3 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 常務執行役員
2004年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行 常務執行役員
2006年 3 月 同行常務取締役
2007年 4 月 同行取締役副頭取
2008年 4 月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 副社長執行役員
2008年 6 月 同社取締役副社長
2009年 4 月 同社取締役社長
2011年 6 月 同社取締役会長、株式会社みずほ銀行 取締役頭取
2013年 7 月 株式会社みずほ銀行 取締役会長
2014年 4 月 みずほフィナンシャルグループ 常任顧問
2016年 6 月 一般社団法人日英協会 理事長(現任)
2016年 7 月 朝日生命保険相互会社 社外取締役(現任)
2017年 4 月 みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問(現任)
2017年 5 月 当社社外取締役(現任)
2017年 6 月 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役(現任)
2021年 6 月 古河電気工業株式会社 社外取締役(現任)
(重要な兼職)
みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問
朝日生命保険相互会社 社外取締役
株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役
古河電気工業株式会社 社外取締役
一般社団法人日英協会 理事長

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

大手金融機関の経営者を務め、国際的に活躍され、金融・財務会計分野において高い見識と豊富な経験を有しており、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上にあたり、助言、指導をいただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、報酬委員会議長、監査委員として活動いただくことを予定しています。

<特別の利害関係>

塚本隆史氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

5 おおの こうたろう 大野 恒太郎

再任

社外取締役候補者

独立役員
候補者



■ 現在の当社における地位および担当
取締役
監査委員会議長 指名委員会議長

■ 取締役会、委員会での活動状況
取締役会 100% (7/7回)
監査委員会 100% (9/9回)
指名委員会 100% (3/3回)

■ 社外取締役在任年数
5年

■ 所有する当社の株式数
0株

■ 生年月日
1952年4月1日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 4 月 東京地方検察庁 検事任官
2001年12月 内閣司法制度改革推進本部 事務局次長
2005年 8 月 最高検察庁 総務部長
2007年 7 月 法務省 刑事局長
2009年 7 月 法務事務次官
2011年 8 月 仙台高等検察庁 検事長
2012年 7 月 東京高等検察庁 検事長
2014年 7 月 検事総長
2016年 9 月 退官
2016年11月 森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 (現任)
2017年 5 月 当社社外取締役 (現任)
2017年 6 月 公益財団法人国際民商事法センター 理事長 (現任)
2017年 6 月 株式会社小松製作所 社外監査役 (現任)
(重要な兼職)
森・濱田松本法律事務所 客員弁護士
株式会社小松製作所 社外監査役
公益財団法人国際民商事法センター 理事長

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

法務事務次官、検事長・検事総長を歴任された弁護士として、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識を有しており、リスク管理、法令遵守などコンプライアンス経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員会、指名委員会の各議長として活動いただくことを予定しています。

<特別の利害関係>

大野恒太郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

6 ピーター チャイルド

再任

社外取締役候補者

独立役員
候補者

■ 現在の当社における地位および担当

取締役
指名委員 報酬委員

■ 取締役会、委員会での活動状況

取締役会 100% (7/7回)
指名委員会 100% (3/3回)
報酬委員会 100% (3/3回)

■ 社外取締役在任年数

4年

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 生年月日

1958年3月25日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年 9 月 英国原子力公社入社
1980年 6 月 ミシュラン入社
1984年 1 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 ロンドン支社
1987年 8 月 同社ロサンゼルス支社マネージャー
1988年 8 月 同社ロンドン支社パートナー
1990年 8 月 同社パリ支社シニアパートナー
2007年 4 月 同社ロンドン支社シニアパートナー
2015年 3 月 同社香港支社シニアパートナー
2018年 5 月 当社社外取締役(現任)
(重要な兼職)

重要な兼職はありません。

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、指名委員、報酬委員として活動いただくことを予定しています。

<特別の利害関係>

ピーター チャイルド氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

7 キャリー ユー

再任

社外取締役候補者

独立役員
候補者



■ 現在の当社における地位および担当
取締役
監査委員

■ 取締役会、委員会での活動状況
取締役会 100% (7/7回)
監査委員会 100% (9/9回)

■ 社外取締役在任年数
2年

■ 所有する当社の株式数
0株

■ 生年月日
1958年9月30日

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 7 月 Levy Gee公認会計士事務所入社 (ロンドン)
1987年 1 月 Coopers & Lybrand (現 PwC) 入社 (香港)
1991年 9 月 PwCバンクローパー マネージャー
1996年11月 PwC香港 パートナー
1996年12月 PwC香港 新卒採用パートナー
2002年 7 月 PwC中国・香港 小売・消費者リーダー
2004年 7 月 PwC中国・香港 「We care」プログラム代表
2006年 1 月 PwCグローバル 小売・消費者リーダー
2008年 3 月 PwCグローバル ガバナンス委員会メンバー
2009年 7 月 PwC中国・アジア太平洋 小売・消費者リーダー
2019年 7 月 PwC香港 シニアアドバイザー (現任)
2020年 5 月 当社社外取締役 (現任)
(重要な兼職)
PwC香港 シニアアドバイザー

<社外取締役候補者とした理由および期待される役割>

英国、香港、カナダの会計士協会に所属し、大手コンサルティング会社において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、当社のグローバル経営の推進にあたり助言・指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。また選任後は、監査委員として活動いただくことを予定しています。

<特別の利害関係>

キャリー ユー氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(注1) 社外取締役在任年数は、本株主総会終結時の年数になります。

(注2) 塚本隆史氏は2002～2013年まで株式会社みずほ銀行の執行役員、常務、取締役頭取を歴任していましたが、2013年の同行退任後8年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。

(注3) 大野恒太郎氏が理事長を兼職する公益財団法人国際民商事法センターの法人会員に当社は登録しています。また、同氏が客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社から同法人、同事務所への支払額は、いずれも連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。

(注4) ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこれ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。

(注5) キャリー ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース(略称PwC)香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCのメンバーファームであるPwC税理士法人与取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。

なお、キャリー ユー氏の登記上の氏名は、「キャリー イップ」となります。

(注6) 当社は、社外取締役の塚本隆史、大野恒太郎、ピーター チャイルド、キャリー ユーの各氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。また、本議案が承認された場合、選任された全ての社外取締役と同契約を締結する予定です。

(注7) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方は以下のとおりです。

- ・当社は、取締役の員数を定款で12名以内と定め、取締役会を実効的かつ安定的に運営するために、次にあげる事項を原則とした構成としています。また、当社の取締役候補者選任手続は、社外取締役が議長であり、かつ過半数を占める指名委員会にて決定することにより、透明性・公平性が高いものとしています。
- ・9～10頁に記載のとおり、社内取締役、社外取締役候補者の指名基準、社外取締役の独立性基準の要件を満たした方を選任しています。
- ・取締役会は、その監督機能を十分に発揮させるため、経営、国際、リスク管理、法令遵守、財務会計、金融、IT・デジタル、環境等で高い見識や豊富な経験者で運営いたします。

(注8) 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることになります。ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。また、当該保険契約の被保険者は当社取締役および執行役ならびに当社子会社の取締役等の主要な業務執行者であり、保険料は全額会社負担としています。本議案が承認された場合、選任された全ての取締役は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しています。

第3号議案 公益財団法人イオンワンパーセントクラブの社会貢献活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件

当社およびグループ各社(以下、「イオン」という)は、お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという基本理念のもと、「お客さま第一」の実践を通じて企業価値の向上を図ってまいりました。

イオンは、企業による社会貢献活動が日本において未だ本格化していなかった1990年、「お客さまからいただいた利益を社会のために役立てる」という想いのもと公益財団法人イオンワンパーセントクラブ(以下、「本財団」という)を設立しました。以来、30年以上にわたってグループ主要企業が税引前利益の1%を拠出し「次代を担う青少年の健全な育成」「諸外国との友好親善の促進」「地域社会の持続的発展」の3つを柱とする事業活動を支援してまいりました。本財団の継続的な活動は、地域の皆さまとの信頼関係構築の機会となり、国内のみならずアジア各国での事業展開に大きく貢献するなど、イオンの企業価値向上の一翼を担っています。

また、昨年、当社は「2021～2025年度 中期経営計画(以下「本中計」)」を策定し、2030年に向けて「イオンの地域での成長」が「地域の豊かさ」に結びつく循環型かつ持続可能な経営の実現を目指すことを表明いたしました。本中計では、2025年までに達成すべきグループ共通戦略として「イオン生活圏の創造」「アジアシフトの更なる加速」を掲げ、事業活動と環境社会貢献活動の両立を追求しています。

近年、自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の拡大など、地球環境や社会の持続可能性への懸念が高まり、企業が果たすべき責任は、長期的、かつ持続的に社会全体の豊かさや幸福感の実現に貢献することが、これまで以上に求められています。イオンは、このような社会の変化を踏まえ、本財団の活動に対する支援を一層強化するため、これまでの寄付金による支援に加えて、当社株式の配当金を拠出する仕組みを採用することにより、本財団の安定的な活動原資の確保を支援し、イオンの地域での成長と地域の豊かさの実現につなげてまいりたいと考えています。

今後、本財団が継続的、安定的に活動が行えるよう、当社は、みずほ信託銀行を受託者、本財団を受益者とする他益信託(以下、「本信託」という)を設定し、本信託は当社株式を取得します。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を活動原資に加え、今後事業を実施します。本自己株式の処分は、本財団の活動原資を拠出するために設定される本信託に対して行うものであり、上記の趣旨、目的のために、1株1円という払込金額は合理的であると考えます。よって、会社法第199条および第200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承諾をお願いするものであります。

<処分する自己株式の内容>

①処分する株式の種類および上限	普通株式 6,900,000株(発行済株式に対して0.79%*)
②払込金額の下限	1株につき1円
③払込金額の総額(予定)	6,900,000円
④処分方法	第三者割当による処分
⑤処分先(予定)	みずほ信託銀行株式会社
⑥処分期日	未定
⑦決定の委任	上記に定めるもののほか、自己株式の処分の募集事項の決定に必要なその他一切の事項については、当社取締役会の決議において決定いたします。

※2022年2月28日現在の発行済株式の総数871,924,572株に対して計算しています。

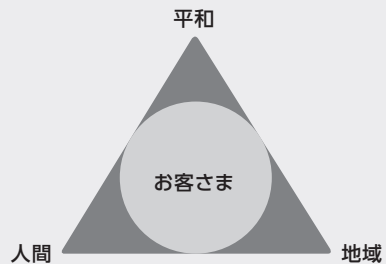
<財団の概要>

①名称	公益財団法人イオンワンパーセントクラブ
②所在地	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
③理事長	森 美樹
④活動内容	・次代を担う青少年の健全な育成 ・諸外国との友好親善の促進 ・地域社会の持続的発展
⑤活動原資	寄付金および基本財産の運用益
⑥設立年月日	1990年8月1日*
⑦当社との関係	当社は、本財団に寄付を行っています。

※1989年の創設に係る宣言を受け1990年に設立、2015年に公益財団法人に移行しました。

イオンの基本理念

お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する。



イオン(AEON)とは、ラテン語で「永遠」をあらわします。私たちの理念の中心は「お客さま」:イオンは、お客さまへの貢献を永遠の使命とし、最もお客さま志向に徹する企業集団です。

「平和」: イオンは、事業の繁栄を通じて、平和を追求し続ける企業集団です。

「人間」: イオンは、人間を尊重し、人間的なつながりを重視する企業集団です。

「地域」: イオンは、地域のくらしに根ざし、地域社会に貢献し続ける企業集団です。

イオンは基本理念のもと、**絶えず革新し続ける企業集団**として、「**お客さま第一**」を実践してまいります。

イオン1% (ワンパーセント) クラブのあゆみ

設立以来、30年以上にわたって多くの皆さまのご協力のもと、
小売業の特性を生かした数多くの社会貢献活動に取り組んできました。
これからも、次代を担う子どもたちの未来を応援し続けます。



<https://aeon1p.or.jp/1p/>

イオンワンパーセントクラブ

検索

詳細は、ホームページをご覧ください。

- 1989 クラブの創設を宣言
- 1990 「イオングループ1%クラブ」設立
 「小さな大使」第1回開催
 (現:ティーンエイジ アンバサダー)
- 1996  環境庁(現:環境省)
 「こどもエコクラブ」活動支援スタート
- 2000  学校建設支援事業
 カンボジアでスタート
- 2005 「イオン こどもエコクラブ」から
 「イオン チアーズクラブ」に改称
- 2006  「イオン スカラシップ」スタート
- 2007  「シハヌーク・イオン博物館」完成
 地域行事支援スタート
- 2008  「イオン すくすくラボ」スタート
 「小さな大使」を
 「ティーンエイジ アンバサダー」に改称
- 2009  「ティーンエイジ アンバサダー同窓会」を実施
 「アジア大学生 環境フォーラム in ベトナム」第1回開催
 (現:アジア ユースリーダーズ)



設立を宣言するジャスコ(株)
代表取締役会長(当時)岡田卓也



こどもエコクラブ



イオン スカラシップ



地域行事支援



マレーシアとの
交流プログラムを実施



「ココナツ校」の愛称が
つけられた新校舎



カンボジアのクメール文化の
継承を願い建設を支援



イオン すくすくラボ



現在のアジア ユースリーダーズ

- 2009 地球 「日本 中国 ティーンエイジ アンバサダー」をスタート
- 2010 葉 「イオン ユニセフ セーフウォーター キャンペーン」スタート
- 2011 心 東北支援スタート
- 2012 葉 「イオン eco-1グランプリ」第1回開催
心 「イオン ふるさと発見伝」スタート
- 2015 公益財団法人へ移行
- 2016 心 未来農業Days サポートをスタート
心 「福島キッズ森もりプロジェクト」スタート
- 2017 地球 「アジア ユースリーダーズ」
第1回「食と健康」をテーマに日本で開催
- 2018 地球 「日本 中国ティーンエイジ アンバサダー」
10周年記念事業を実施
- 2019 地球 30周年記念事業を実施
- 2020 心 「首里城復興支援プロジェクト」スタート
心 「イオン こども食堂応援団」を支援



北京市政府や参加生徒から高い評価を受け、毎年開催することを決定



イオン ユニセフ セーフウォーター キャンペーン



募金活動や植樹活動のほか、東北の子どもの夢を応援するプログラムなどさまざまな支援を展開



イオン eco-1グランプリ



イオン ふるさと発見伝



福島県の子どもたちを長野県信濃町黒姫の「アフアの森」へ招待



「未来農業Days」をサポート



アジア ユースリーダーズ



日本 中国 ティーンエイジ アンバサダー「10周年記念事業」開催



歴代ティーンエイジ アンバサダーが東京に集結



首里城復興支援プロジェクト



次代を担う青少年の健全な育成



諸外国との友好親善の促進



地域社会の持続的発展

1. 企業集団の事業の概要

当社ならびに連結子会社286社の連結営業収益は8兆7,159億円となり過去最高を更新しました。また、営業利益1,743億円、経常利益1,670億円、親会社株主に帰属する当期純利益は65億円となりました。

当期は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）変異株の急激な拡大により緊急事態宣言等の活動規制が繰り返され長期化したこと、それに伴い消費マインドの冷え込みが続いたこと等、大変厳しい外部環境になりました。このような環境のなか、内食需要への対応を強化したSM（スーパーマーケット）事業をはじめ、DS（ディスカウントストア）事業、調剤併設型のドラッグストアの展開を加速するヘルス&ウェルネス事業は、コロナ拡大前を上回るセグメント利益を計上しました。また、GMS（総合スーパー）事業、総合金融事業、ディベロッパー事業、サービス・専門店事業は、変化するニーズへの迅速な対応や成長の基盤づくりを推進し損益改善しました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、大きく改善しました。

【グループ共通戦略】

当社を取り巻く経営環境は、人口動態の変化や気候変動に伴うお客さまの行動変化、また、デジタル技術のあらゆる生活への浸透、環境・健康意識の高まり、競争環境の構造的な変化等に加え、コロナの拡大によりお客さまの行動・意識・価値観が大きく変容したことで、従来から起きていた社会変化のスピードが、より一層加速しています。このような環境変化をグループの飛躍的成長を遂げるための好機と捉え、2030年に向けた持続的成長への移行を目指し、「2021～2025年度 中期経営計画（以下、新中計）」を策定しました。新中計では、グループ共通戦略としてデジタルシフトの加速と進化、サプライチェーン発想での独自価値の創造、新たな時代に対応したヘルス&ウェルネスの進化、イオン生活圏の創造、アジアシフトの更なる加速の5つの変革に加え急速に重要性が高まる環境グリーンへの取り組みを加速させています。既存の事業モデルの革新を図り、新たな成長モデルを確立するとともに、収益性を高め、生み出した経営資源を新たな成長領域へ集中的に投下することで、グループ一体となって新しい成長機会を獲得してまいります。

新中計初年度の当期は、2021年9月にお客さまの更なる利便性向上とグループ共通デジタル基盤の整備のため、WAONPOINTへのポイント統合を行うとともに、グループ共通のタッチポイントとなるイオンのトータルアプリ「iAEON」のサービスを開始しました。また、トップバリュ商品の価格据え置きを宣言しお客さまの生活防衛意識の高まりへの迅速な対応を図りました。

【グループ構造改革】

地域での競争力を圧倒的に高めるため、2021年9月、株式会社フジ（以下、フジ）、マックスバリュ西日本株式会社（以下、MV 西日本）および当社は、2024年のフジとMV 西日本の合併について基本合意し、2022年3月には合併に先立ちフジとMV 西日本が当社の連結子会社となる共同持株会社を設立しました。また、株式会社キャンドウの公開買付けを実施し、2022年1月、同社は連結子会社となりました。今後、保有する事業・経営ノウハウをグループで共有することにより、効率的な事業運営とビジネスモデルの強化を図り更なる成長を実現してまいります。

■連結営業成績および財産の状況の推移

区 分	第 94 期	第 95 期	第 96 期	第 97 期(当期)
営 業 収 益 (百万円)	8,518,215	8,604,207	8,603,910	8,715,957
営 業 利 益 (百万円)	212,256	215,530	150,586	174,312
経 常 利 益 (百万円)	215,117	205,828	138,801	167,068
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	23,637	26,838	△71,024	6,504
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	28.11	31.88	△84.06	7.69
総 資 産 (百万円)	10,045,380	11,062,685	11,481,268	11,633,083
純 資 産 (百万円)	1,875,364	1,849,278	1,755,776	1,812,423
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,299.32	1,264.63	1,147.56	1,130.76

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第95期から適用しており、第94期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

■事業の種類別セグメントの状況

セグメントの名称	営業収益(百万円)	前期比(%)	営業利益(百万円)	前期比(%)
G M S 事 業	3,300,450	98.2	△2,321	—
S M 事 業	2,520,678	98.9	30,539	73.3
D S 事 業	388,111	97.7	2,759	61.4
ヘルス & ウェルネス事業	1,031,020	107.8	41,909	100.9
総 合 金 融 事 業	472,549	96.9	61,791	144.9
ディベロッパ ー 事業	366,743	112.1	38,870	108.8
サービ ス ・ 専 門 店 事 業	703,447	109.6	△2,730	—
国 際 事 業	412,232	99.5	5,592	92.2
報 告 セ グ メ ン ト 計	9,195,233	100.7	176,410	123.1
そ の 他 事 業	53,298	96.8	△521	—
合 計	9,248,531	100.7	175,889	120.7
調 整 額	△532,574	—	△1,576	—
連 結	8,715,957	101.3	174,312	115.8

(注)各事業区分の主な内容

GMS事業	総合スーパー、弁当惣菜専門店
SM事業	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、小型スーパーマーケット
DS事業	ディスカウントストア
ヘルス & ウェルネス事業	ドラッグストア、調剤薬局等
総合金融事業	クレジットカード事業、フィービジネス、銀行業、保険業
ディベロッパ ー 事業	ショッピングセンターの開発および賃貸
サービス・専門店事業	総合ファシリティマネジメントサービス業、アミューズメント、外食、ファミリーカジュアルファッション・靴等を販売する専門店、均一価格雑貨販売業等
国際事業	アセアン地区および中国における小売事業
その他事業	モバイルマーケティング事業、デジタル事業等

(1) 各事業の成果

小売・サービス

- GMS事業では、イオンリテール株式会社が、お客さまの生活防衛意識の高まりに対応すべく価格据え置きしたトップバリュの拡販や継続する内生需要を捉える取り組みを強化した食品の売上高が引き続き好調に推移しました。今年開催6年目となったブラックフライデーセールは、店舗、オンラインの両面で取り組みを強化しました。また新型コロナウイルス感染症下で需要拡大したネットスーパーでは配送枠の拡大やピックアップ方法の拡充、配送便予約サービスの導入など利便性向上に取り組み売上が伸長しました。加えて、マーチャンダイジング・サイクルの精度改善に努め在庫高を大幅に削減したほか、天候・客数等の環境をAIが学習し適切な価格設定を行う「AIカカク」等の導入により利益率向上に努めました。
- SM事業では、マックスバリュ東海株式会社が根強い節約志向等に対応し専用アプリの販促やトップバリュの展開強化を行うとともに、地域で親しまれる「じもの」商品の拡充や地域食材を活用した商品開発、各地の自治体や学生との協働による健康を意識した惣菜や弁当の商品開発を行う等、地域に根差した活動に取り組みました。加えてキャッシュレスセルフレジの導入拡大を進め店舗業務の効率化を図りました。また、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社では、スマートフォン決済サービス「Scan&Go Ignica」の利用店舗が500店舗を超える規模に拡大しました。DS事業では、グループ内の再編を推進し、首都圏における小型DS事業のドミナンスを加速し新たな成長戦略を築くことを目的として、2021年3月に株式会社ビッグ・エーとアコレ株式会社を経営統合、2021年6月にイオンビッグ株式会社がマックスバリュ長野株式会社と合併するなどグループ内再編を通じて構造改革への対応を図りました。
- ヘルス＆ウェルネス事業では、ウエルシアホールディングス株式会社および同社連結子会社は、調剤併設店舗数の増加等により処方箋枚数が引き続き増加し、物販も積極的な新規出店や地域ドラッグストア企業のグループ化等の成長戦略が奏功し、売上高は前期を上回りました。また、生産性改善の取り組みとして、店舗人時数の適正化に向け管理の徹底や自動発注等の推進により店舗業務の効率化を推し進めるとともに薬剤師の適正配置を図る等、人件費を中心に適正化を図りました。
- サービス・専門店事業では、イオンディライト株式会社が、従来の常駐型個別管理の品質を担保しながら新たな施設管理モデルであるエリア管理への変革により省人化を実現するなど、顧客施設の管理コスト削減に取り組みました。中国では、受託拡大に注力し、堅調に事業を拡大しました。株式会社イオンファンタジーは、人気キャラクターの同社限定景品をはじめとした売れ筋景品の集中展開や大手お菓子メーカーとのコラボ景品の展開を強化したプライズ部門、および新規事業のオンラインクレーンゲーム「モーリーオンライン」が好調に推移しました。

金融

- 総合金融事業では、オンラインサービスの拡充やグループ共通ポイントを活用したイオン生活圏の構築、新規事業の創出等、中長期的な成長に向けた取り組みを進めました。国内では、イオンカードのグループ共通ポイント制度への変更により利便性を高めたほか、「iAEON」へのコード決済機能「AEON Pay」導入や電子マネー「WAON」のApple Payサービスを開始するなど、グループのキャッシュレス化を一層推進しました。

また、イオン・アライアンス生命保険株式会社の健康増進型終身医療保険「元気パスポート」の販売を開始し、イオングループの強みを活かしてお客さまに新たな価値を提供するクロスセルの取り組みを推進しました。海外では、各国にてデジタル技術の活用や、健康ニーズの取り込みを推進しました。タイにおいては保険事業の再編やアプリによる保険商品の提案、健康関連施設の優待特典付きカードの発行を開始しました。マレーシアでは保険仲立人会社を子会社化し、保険取扱商品の拡大を図りました。また、継続して審査の精緻化や債権回収体制の構築に努め、貸倒関連費用が大幅に改善しました。

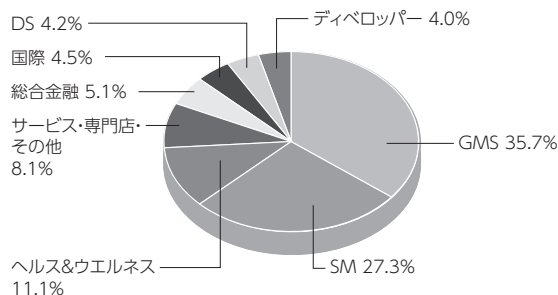
ディベロッパー

- ディベロッパー事業では、イオンモール株式会社が、クーポン配信や、モール内の目的のお店までのナビ機能等、お客さまの利便性向上のためのサービスを組み込んだ「イオンモールアプリ」の会員に向けてロイヤリティ企画を実施する等、認知度向上に向けたイベントの実施、また、来店頻度の向上につなげる施策を推進した結果、会員数が大幅に増加しました。海外の最重点出店エリアであるベトナムでは、今後の新規出店用地の確保に向けて同国内の4つの省との間で「ショッピングモール開発に関する投資および事業推進に関する包括的覚書」を締結し地方政府との連携強化を図りました。また、同社は、ESGの取り組みを拡充すべく、社会課題の解決と環境配慮を目的としたサステナビリティ・リンク・ボンドとしての社債を初めて発行しました。

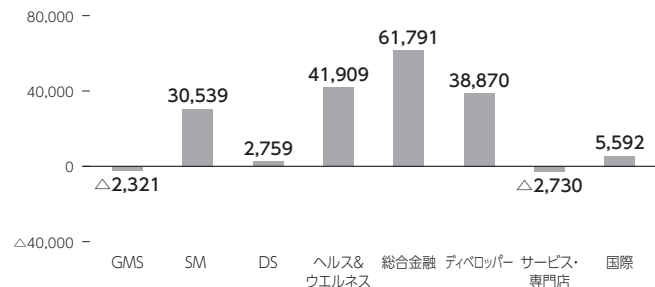
国際

- マレーシアにおいては、コロナの感染再拡大により、衣料・住居余暇関連の売場が閉鎖になる等の影響を受けましたが、食品の品揃えの見直し、生鮮および冷凍食品の売場を拡大する等、内食需要の高まりへの対応を強化しました。またオンライン強化の一環で、機能的な画面設計やパーソナライズ機能等を有するBoxedのECプラットフォームを活用したネットスーパーを開始しました。ベトナムでは、数力月に渡り継続したロックダウンの影響を受けましたが、移動販売やコロナ下で来店できないお客さまへの注文販売等の取り組みを強化しました。中国のネットスーパーにおいては、ネット販売でのニーズが高いカテゴリーを重点とした販売促進に取り組むとともに、受注から配送までの時間を1時間で完了する取り組みを強化した結果、売上高は伸長しました。

●営業収益 構成比



●営業利益(百万円)



数字でみるイオン

イオンは、強い競争力を有する小売、金融、ディベロッパー、サービス等、グループ各事業・企業が有機的に結びつき、高いシナジーを創出する総合グループへの進化を目指し、革新に挑戦し続けています。

連結営業収益

8兆 7,159 億円

連結営業利益

1,743 億円

親会社株主に
帰属する
当期純利益

65 億円

店舗数

19,595 店舗
(うち海外店舗数 3,787店舗)

モール型SC数

262 SC

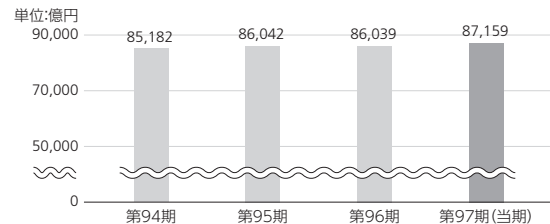
イオンカード等
カード会員数

4,702 万人
(うち海外会員数 1,709万人)

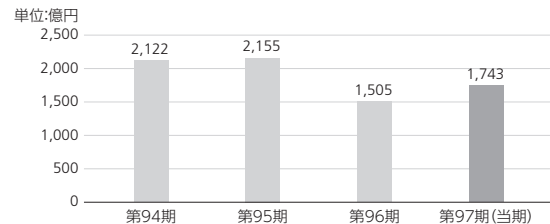
電子マネー
「WAON」
累計発行枚数

9,071 万枚

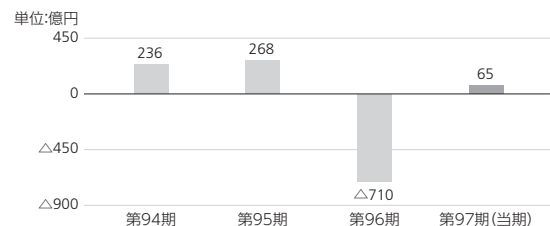
連結営業収益



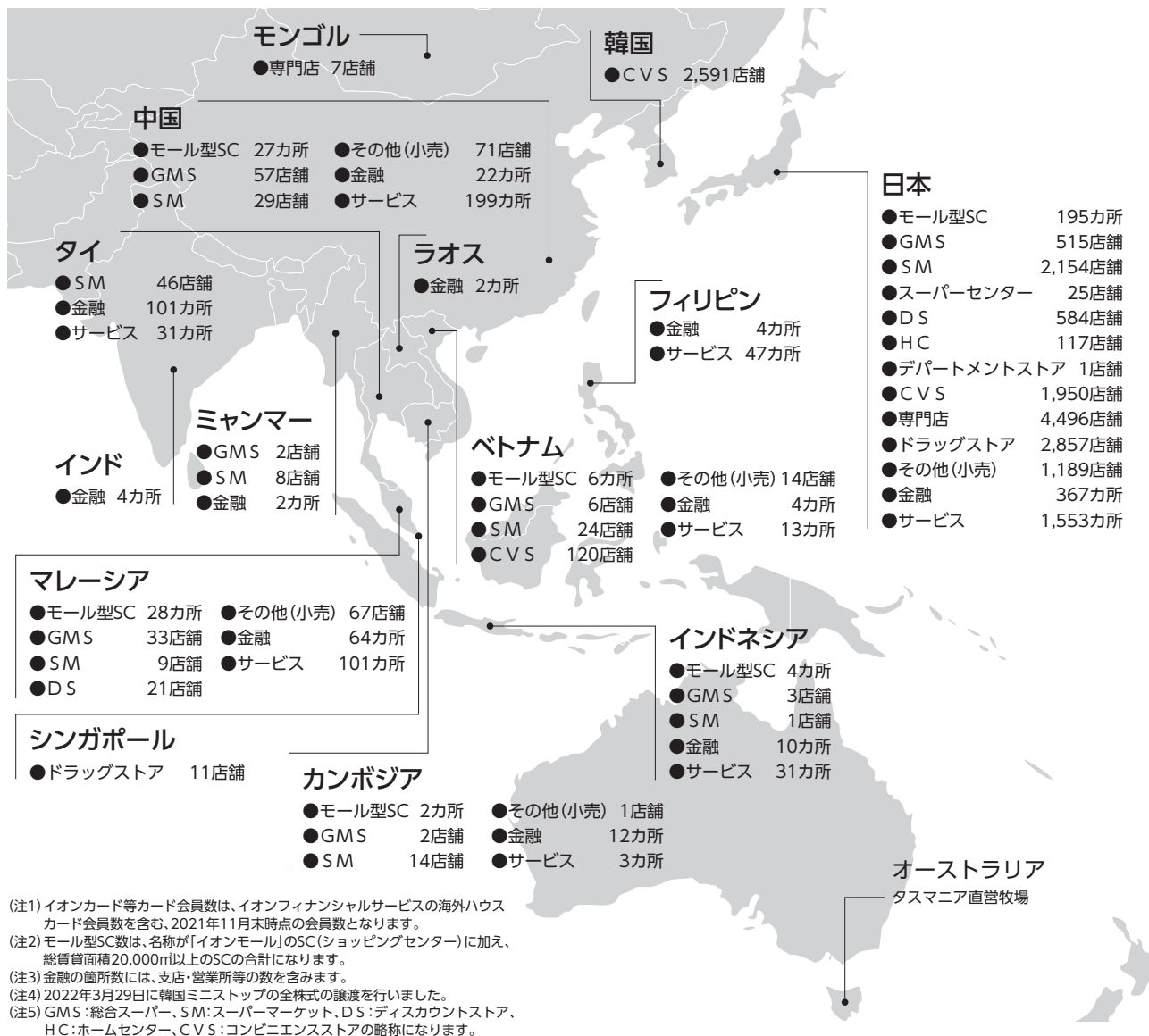
連結営業利益



親会社株主に帰属する当期純利益・純損失



日本・中国・アセアンで店舗を展開しています。



(2) 環境・社会への取り組み

「持続可能な社会の実現」と「グループの成長」の両立を目指す「イオン サステナビリティ基本方針」のもと、事業活動を通じて様々な環境・社会課題の解決に取り組んでいます。より深刻な環境課題に対して、4つの中長期かつグローバル水準の目標を定め、多くのステークホルダーの皆さまと連携して、達成に向けて取り組みを推進しています。

「イオン サステナビリティ基本方針」に基づいた4つの中長期の環境目標

脱炭素ビジョン	持続可能な 調達方針・目標	食品廃棄物削減目標	プラスチック 利用方針・目標
2030年までに国内店舗の使用電力の50%を再生可能エネルギーに切り替え、店舗や事業の過程で発生するCO ₂ 等を2040年を目途にゼロを目指す	グローバル基準に基づき、農産物、畜産物、水産物、紙・パルプ・木材、パーム油で持続可能性に配慮して生産された商品の調達を推進	- 食品廃棄物を発生原単位で、2025年までに50%削減(2015年比) - 食品資源循環モデルを全国10カ所以上、1,000店舗以上に構築	2030年までに - 使い捨てプラスチック利用量を半減(2018年比) - 全てのトップバリュ商品で環境・社会に配慮した素材を使用

【脱炭素社会の実現】

事業活動におけるエネルギー使用の削減が地球温暖化防止に寄与すると考え、2008年より具体的数値目標を定め、CO₂排出量の削減に取り組んでいます。2018年に策定した「イオン 脱炭素ビジョン」では「店舗」「商品・物流」「お客さまとともに」の3つの視点で「店舗で排出するCO₂等を総量でゼロにする」ことを目指しています。

この目標をより前倒しで達成するために、2030年までに日本国内の店舗で使用している電力の50%を再生可能エネルギーに切り替える新たな目標を定めました。国内の全てのイオンモールについては、2025年までに使用電力を100%再生可能エネルギーへの転換を目指しています。

再生可能エネルギーの調達量拡大に向けては、太陽光発電設備の積極的な導入やお客さまからの余剰電力の買い取り強化など、多様な手法を活用しています。加えて、脱炭素型住宅(ZEH)の新築・リフォームや電気自動車(EV)の購入を検討しているお客さまに向けた商品や金融サービスの提供にも力を入れています。

このような取り組みが評価され、国際的な環境調査と情報開示を行う非営利団体CDPより、最高評価の「気候変動Aリスト」に3年連続で選出されました。今後もグループが持つあらゆるリソースを活用して脱炭素化の実現に向けた取り組みを加速してまいります。

イオン 脱炭素ビジョン

イオンは、3つの視点で温室効果ガス（以下CO₂等）排出削減に取り組み、脱炭素社会の実現に貢献します。

店舗

店舗で排出するCO₂等を
総量でゼロにします。

商品・物流

事業の過程で発生するCO₂等を
ゼロにする努力を続けます。

お客さまとともに

すべてのお客さまとともに、
脱炭素社会の実現に努めます。

中間目標

2030年までに店舗使用電力の50%を再生可能エネルギーに切り替え（国内）

達成手段の考え方

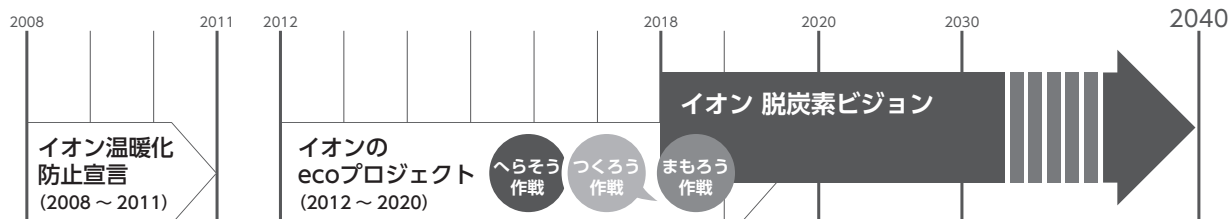
イオンのCO₂排出量の
約9割が電力由来

▶ 店舗使用電力の削減と
再エネ転換

省エネ

再エネ

【これまでの取り組みの進化】



2021年7月改訂

【使い捨てプラスチックの削減】

脱炭素型かつ資源循環型の新たなライフスタイルの定着を目指し、「イオン プラスチック利用方針」のもと、使い捨てプラスチックの削減、化石由来から環境配慮素材への転換、店舗を拠点とした資源循環モデルの構築の3つの柱で持続可能なプラスチック利用に取り組んでいます。

新たな取り組みとして、2021年5月より、関東エリアのイオン店舗で、従来使い捨てされていた日用消耗品・食品の容器の繰り返し利用を可能にする商品提供システム「Loop（ループ）」に参画、計58店舗で販売しています（2022年2月末現在）。

また、2022年3月より、イオン店舗で回収した使用済みペットボトルから生まれたリサイクル樹脂を、ペットボトル本体に100%使用した『トップバリュ グリーンアイオーガニック』茶飲料4品目をリニューアル発売しました。

イオンは「事業活動を通じた取り組み」に加えて「公益財団法人イオンワンパーセントクラブの活動」「公益財団法人イオン環境財団の活動」の3つの柱で環境・社会貢献活動を推進しています。



公益財団法人 イオンワンパーセントクラブ

1989年に創設を宣言し1990年に設立。「お客さまからいただいた利益を社会のために役立てる」という想いのもと、イオングループの主要企業が税引前利益の1%相当額を拠出し、「次代を担う青少年の健全な育成」「諸外国との友好親善の促進」「地域社会の持続的発展」を柱に活動。



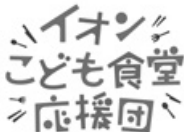
公益財団法人 イオン環境財団

1990年設立。地球環境を守るための諸活動を自ら展開するとともに、同じ志を持つ各団体への支援・助成が主な目的。時代とともに変化する環境課題に応じた事業を継続展開。「イオンの森づくり」「助成」「環境教育」「パートナーシップ」を柱に活動。

【新型コロナウイルス感染症関連支援】

① 未来を担う子どもたちの支援

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、特に大きな負担を強いられている子どもたちと子育て世帯のくらしを応援するため、2020年12月に「イオン こども食堂応援団」を発足。本プロジェクトの一環として、2021年度の夏・冬に全国の店舗および事業所で「全国こども食堂応援募金」を実施し、合計約6,444万円を認定NPO法人 全国こども食堂支援センター・むすびえに寄付しました。



店舗の場を活用した啓発活動なども含めた、これらの活動を通じて、人と人との支え合い、共助の絆で結ばれる地域コミュニティづくりに取り組んでまいります。

② 医療従事者への支援

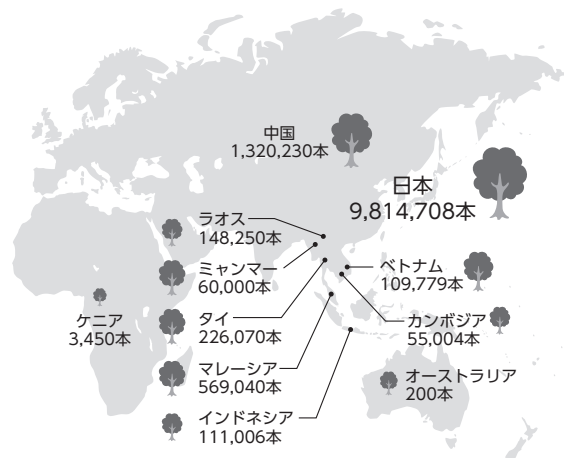
医療現場の第一線で対応されている医療従事者の皆さまの力になりたいとの思いから、2021年4月29日から6月30日の間に緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置が講じられた地域の店舗および事業所にて「新型コロナウイルス医療従事者支援募金」を実施しました。お客さまからお寄せいただいた募金約3,752万円に、公益財団法人イオンワンパーセントクラブを通じた同額の支援金を加え、計約7,505万円を、1都1道2府18県6政令市に寄付しました。新型コロナウイルス感染症がいち早く終息し、地域全体が安心して平穏に日常生活が過ごせるよう、全社一丸となって、感染防止対策に取り組んでいます。

<2021年度の主な募金・支援活動>

募金名	寄付金額
全国こども食堂応援募金	6,444万7,607円
新型コロナウイルス医療従事者支援募金	7,505万5,192円
首里城支援募金	1億3,587万3,606円
熱海土砂災害支援金	1,289万4,480円

※寄付金額は、お客さま募金その他、イオンおよび公益財団法人イオンワンパーセントクラブからの拠出金を含みます。

【イオンの森づくり】



環境問題は平和を脅かす課題と捉え、植樹を通じて環境問題の解決に取り組むという想いのもと、1991年より植樹活動を継続して行っています。日本および世界各地のお客さまとともに進めてきた植樹活動は、累計植樹本数が1,241万本となりました。

2021年度は、公益財団法人イオン環境財団が林野庁関東森林管理局との協定に基づき、地域の森の再生を目指す「君津イオンの森づくり」などの植樹活動を行いました。また、新型コロナウイルスの影響で実際の植樹活動が難しい中、植樹地に出向かずに森づくりに参画できる取り組みとして「苗木の里親プロジェクト」を実施しました。お客さまや従業員に苗木をお預けし約1年間育てていただいた後、イオンの森に植樹します。

誰もが働きやすく、働きがいのある会社を目指しています。

【ダイバーシティの推進】

当社はダイバーシティ＆インクルージョンの推進を経営戦略の一つとして捉え、多様な人材が能力を十分に活かし、革新し続ける組織の実現を目指しています。女性管理職比率については、50%を目標とし2021年度は、26%となりました。国内外のグループ会社の役員900名が参加した役員コンプライアンス研修をはじめ、のべ2,000名以上の管理職が参加したオンライン研修を通じ、多様性と心理的安全性が尊重された組織を堅持し、現在求められるマネジメントへの意識改革を強化しました。育児・介護休業法の改正を機に、「仕事と育児の両立支援」オンライン研修にも男性育休促進の要素を取り入れ、女性社員に限らず育児中の男性社員、上司、人事担当者等350名が参加し、グループ企業の好事例紹介等を通じ、意識改革の一助となりました。また、次世代管理職候補となる若年層の女性を対象に、ライフプランを多面的に捉える研修を新規に導入し、グループ各社の従業員の交流を深める機会を設けるなど女性が持続的に活躍できる環境作りに努めました。

【健康への取り組み】

イオンは、グループとして社員の健康づくりが企業活動の要であり、社員が健康であってこそ地域のお客さまにも健康と幸福をもたらすサービスを提供できるという考えのもと、従業員とその家族の健康増進に取り組んでいます。卒煙の取り組みでは、グループを挙げて取り組んでおり、115社で就業時間内禁煙・敷地内禁煙を実施しています。また地域と従業員の安全安心のため、新型コロナウイルスワクチン職域接種に積極的に取り組んでいました。こうした取り組みが評価され前年に引き続き「健康経営優良法人2022(ホワイト500)」に認定されました。健康経営優良法人は、グループ26社が取得しています。今後も従業員が自身の健康状態を把握し改善できるよう、継続して取り組んでまいります。

(3) コーポレート・ガバナンス

【コーポレート・ガバナンス改革の歩み】

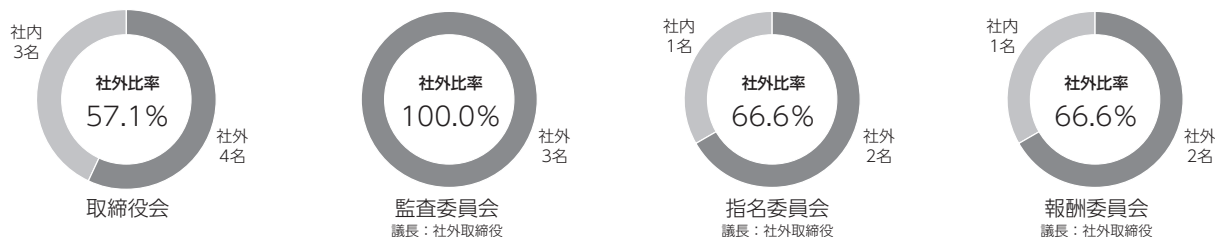
当社は、企業価値を継続的に高める基盤づくりとして、「コーポレート・ガバナンス」の改革に継続的に取り組んでいます。2003年には、取締役会の経営の監督機能と業務執行機能を分離する「委員会等設置会社（現：指名委員会等設置会社）」に移行しました。また、当社では取締役の過半数を社外取締役とし、「指名」「報酬」「監査」の各委員会の議長をすべて社外取締役とすることで、経営の透明性と公平性を一層高めています。2016年にはグループの企業経営と企業統治に関する基本姿勢などを示した「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、企業活動の指針としています。今後も、最適な企業統治体制を目指して改革してまいります。

◆コーポレート・ガバナンス ハイライト

	2000年	2001年～	2003年～	2007年	2008年	2009年～	2013年～	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年～
商号	ジャスコ(株)	イオン(株) (2001年8月～)										
会社形態	事業持株会社				純粋持株会社 (2008年8月～)							
企業統治の体制	取締役会設置会社		指名委員会等設置会社 (2003年5月～)									
各委員会	－		指名委員会 (議長：社外取締役)									
			報酬委員会 (議長：社外取締役)									
			監査委員会 (議長：社外取締役)									
取締役	23名		8名	7名	7名	9名				8名	7名	
(内:社外取締役)	－ ※注		4名 (半数)	3名	3名	5名 (過半数)					4名 (過半数)	
(内:女性)							1名					
(内:外国人)										1名		2名
取締役会の運営等								取締役会の実効性評価				
								社外取締役ミーティング				
方針・行動規範	イオンの基本理念 (1989年～)											
			イオン行動規範制定									
								コーポレートガバナンス基本方針制定				

※注：社外取締役は、2003年の商法改正に伴い導入された制度です。当社では、それ以前より外部から役員を招聘しています。

取締役会&3委員会の構成



※社外取締役4名全員は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ています。

【各機関の主な役割と開催状況】

	開催状況	主な役割
取締役会	年7回	- 取締役および執行役の職務執行の監督 - 会社法第416条に定められる取締役会で決定しなければならない事項および執行役に委任することができない事項の決定
監査委員会	年9回	- 取締役および執行役の職務執行の監査 - 株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・再任しないことに関する議案内容の決定
指名委員会	年3回	株主総会に提出する取締役の選任および解任に関する議案内容の決定
報酬委員会	年3回	取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定

※当期は、上記の取締役会、各委員会での活動のほか、社外取締役ミーティング、政策審議ミーティングの開催等を行っています。

【取締役会の活動報告】

取締役会では、持続的な成長と企業価値の向上を目指し、長期的な視点のもと、活発な議論を行っています。2021年度は、2025年度までの中期経営計画で掲げた5つの変革「デジタルシフトの加速と進化」、「サプライチェーン発想での独自価値の創造」、「新たな時代に対応したヘルス&ウェルネスの進化」、「イオン生活圏の創造」、「アジアシフトの更なる加速」等の諸施策の進捗状況や経営上の課題を中心に議論を重ねてまいりました。さらに取締役会を補完するものとして、経営統合や企業買収等、当社グループに大きな影響がある案件については社外取締役から意見を求める会議を設けるなど、タイムリーな情報共有と議論を行ってまいりました。また、独立社外取締役だけが参加する討議を実施し、グループガバナンスのあり方と取締役会の実効性向上について率直な意見交換がなされ、その意見は取締役会の場において執行側に示されています。これは独立社外取締役が当社の中長期的企業価値やガバナンスを一層向上させようとの考えに基づき実施されたものであり、独立社外取締役の監督機能が発揮されたものと考えています。加えて、独立社外取締役と取締役3名との間で個別に面談を実施し、豊富な経験、幅広い見識、専門的知見に基づき、中長期的な課題やその対策について活発な意見交換や議論を行っています。これらの取り組みにみられるように取締役会のみならず取締役の間でもグループ全体の企業価値向上を目指した充実した議論がなされており、当社の持続的な成長を促す監督機能が実質的に機能していることを確認しております。今後もコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

2. 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、パンデミックによる大変化にとどまらず、それ以上の速度、規模、多様性をもって、今後も急激に進展していくことが予見されます。イオンは、急速に変化する環境下でこそ、常に変革し続ける企業集団であるべきと考えています。

このように過去にない規模の環境変化を飛躍的成長の機会と捉え、2021年4月、「2021～2025年度 中期経営計画」(以下、新中期経営計画)を策定いたしました。新中期経営計画では、2030年に“イオンのありたい姿”を掲げており、事業展開する日本、中国、アセアン、それぞれの地域の豊かさに結びつく循環型かつ持続可能な経営の実現を目指しています。

この実現に向けて、2025年度以降の持続的成長を支える事業基盤確立を着実に成し遂げていく上で、グループ共通で推進する重点取り組みは以下のとおりです。

新中期経営計画におけるグループ共通戦略

① デジタルシフトの加速と進化

お客さまにとって、店舗やEコマースといったチャネルの概念が希薄化する中、これまでのリアルかつ物販中心のビジネスから、リアルとデジタルを融合し、利便性と満足度の高い顧客体験の提供を目指しています。

グループ各社では、ネットスーパーの拡大、店舗での利便性向上に向けた取り組み、加えてオペレーション効率化など、多様性に富むデジタル施策を積極的に推進しています。同時に、グループで利用可能なポイントの共通化や、グループ各社が提供するサービスを1つにまとめたトータルアプリ「iAEON」の配信など、イオンとお客さまをつなぐための重要な基盤構築をグループとして強化しています。リアル・デジタル双方で顧客接点を拡大することにより、お客さまの生活情報データを活用し、ネット専業企業にはないリアルの現場視点から新たなイノベーションへとつなげてまいります。

② サプライチェーン発想での独自価値の創造

業態やチャネル等あらゆる垣根が希薄化し、シームレスな競争環境へと変化する中、プライベートブランド商品を中心に、イオンの理念・思想を反映した独自性のある商品・サービスの創造に向けた様々な取り組みを、グループの総力を挙げて推進しています。

植物性原料への置換えによるサステナビリティに配慮した商品など、ナショナルブランドが手掛けていない新たな領域での独自商品開発を加速しています。加えて、デリカ・生鮮食品など食のSPA化に向けた基盤強化や、非食品領域で他社にはないコンセプトの商品を生み出している均一価格雑貨販売業態の子会社

化など、独自価値の開発・提案力強化に向けた取り組みを推進することにより、これまで以上にご支持いただけるよう変革を進めてまいります。

③ 新たな時代に対応したヘルス&ウェルネスの進化

ウエルシアの事業拡大の推進に加えて、医療と健康を軸とした地域のコミュニティ拠点の展開や、未病改善・予防に向けて積極的に支援を行う保険サービスの提供など、「健康」の要素を組合せた新たな提供価値の構築を各事業領域において推進しています。グループ各社の取り組みをより魅力的、且つ満足度の高い水準へ引き上げ、グループ間連携、他社・他業界連携により、お客さまニーズを様々な角度から包括的に満たす新たな商品・サービスの提案につなげてまいります。

④ イオン生活圏の創造

これまで進めていた「リージョナルシフト」の次ステップとして、地域に根差した商品、サービス、生活基盤の提供に向けた地域会社化の推進や、各地域に必要なサービス・機能、社会資本が補完された地域の核となる拠点づくりなどを通じて「イオン生活圏」の構築に取り組んでいます。より豊かなくらしの実現と、地域社会の課題解決に積極的に参画し、地域の発展に最も貢献する企業体へと進化することを目指してまいります。

⑤ アジアシフトの更なる加速

マルチフォーマットの店舗網拡充に加え、社会のデジタル化が進むアジアにおいて、ECプラットフォームとの協業によりオンラインとリアルの融合を加速する取り組みを推進しています。併せて、商業流通の一気通貫サービスの提供など、新たな需要に着目した新規事業展開を図っています。アジアの成長ポテンシャルを着実に取り込み、次の収益の柱にすべく事業成長を加速してまいります。

⑥ GX(グリーン・トランスフォーメーション)

急激に進む気候変動や生物多様性の逸失といった環境問題に対して、あらゆるステークホルダーがカーボニュートラル(脱炭素)をはじめ、環境問題の解決に向けて動き出しています。今後、地球環境にやさしい暮らしのニーズはますます高まり、企業における環境の取り組みは、事業活動の前提になると認識しています。

私たちは、すべてのステークホルダー、とりわけお客さまと従業員とともに事業活動を通じて地球環境に負荷をかけない取り組みを強化してまいります。加えて、これまで推進してきた植樹活動など環境改善につながる施策に同時並行で取り組んでまいります。

これら2つのアプローチを通じて積極的にリーダーシップを発揮し、地域の豊かさにつながるサステナブルな社会の実現に向けて貢献してまいります。

3. 企業集団および当社の概況(2022年2月28日現在)

(1) 主要な事業内容

当社グループは、当社(純粋持株会社)のもと、286社の連結子会社、26社の持分法適用関連会社により構成され、小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。

(2) 企業集団の店舗数

① 本社

千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

② 業態別店舗・施設数

業 態	店舗数	業 態	店舗数	業 態	店舗数
モール型SC	262	ホームセンター	117	その他物販	1,342
総合スーパー	618	デパートメントストア	1	金融	592
スーパーマーケット	2,285	コンビニエンスストア	4,661	サービス	1,978
スーパーセンター	25	専門店	4,503	合 計	19,857
ディスカウントストア	605	ドラッグストア	2,868		

(3) 企業集団の資金調達および設備投資の状況

企業集団の設備投資は、成長を続けるディベロッパー事業を中心に、成長領域であるアジアでの新店投資や国内の既存店改装を実施したほか、Eコマース等のデジタル分野への投資を実施しました。これら店舗およびデジタル等の設備投資総額は3,525億円であり、これらの資金は、自己資金および借入金により充当しました。

(4) 当社の株式に関する事項

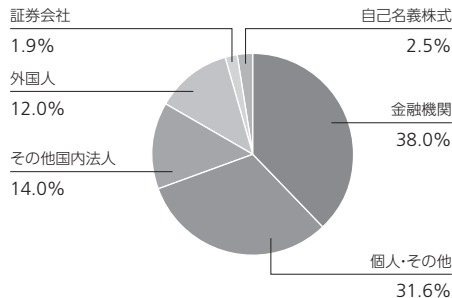
- | | | | |
|---------------------|----------------|----------|----------|
| ① 発行可能株式総数 | 2,400,000,000株 | ④ 当期末株主数 | 857,642名 |
| ② 発行済株式の総数(自己株式を含む) | 871,924,572株 | ⑤ 単元株式数 | 100株 |
| ③ 大株主(上位10名) | | | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	124,272	14.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	33,606	3.95
株式会社みずほ銀行	33,292	3.92
公益財団法人イオン環境財団	21,811	2.57
公益財団法人岡田文化財団	21,378	2.51
農林中央金庫	18,133	2.13
イオン社員持株会	12,010	1.41
イオン共栄会(野村證券口)	11,896	1.40
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY505234	10,719	1.26
東京海上日動火災保険株式会社	10,061	1.18

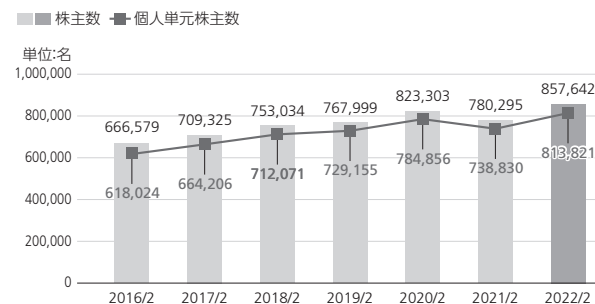
(注1) 持株比率は自己株式(21,812,561株)を控除して計算し、四捨五入して表示しています。なお、自己株式には、従業員持株ESOP信託口が保有する当社株式(3,313,300株)は含んでおりません。

(注2) 株式会社みずほ銀行の持株数には、同行が退職給付信託に係る株式として拠出している株式9,378千株(株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行」)を含めています。

所有者別株式保有状況



株主数および個人単元株主数の推移



(5) 当社の会社役員に関する事項

① 会社役員の状況

取締役

氏 名	担 当	重要な兼職の状況
岡 田 元 也	取 締 役 会 議 長 指 名 委 員 報 酬 委 員	
吉 田 昭 夫		
山 下 昭 典		
塚 本 隆 史	報 酬 委 員 会 議 長 監 査 委 員	みずほフィナンシャルグループ 名誉顧問 朝日生命保険相互会社 社外取締役 株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役 古河電気工業株式会社 社外取締役 一般社団法人日英協会 理事長
大 野 恒 太 郎	監 査 委 員 会 議 長 指 名 委 員 会 議 長	森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 株式会社小松製作所 社外監査役 公益財団法人国際民商事法センター 理事長
ピーター チャイルド	指 名 委 員 報 酬 委 員	
キ ャ リ ー ュ ー	監 査 委 員	PwC香港 シニアアドバイザー

執行役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表執行役会長	岡 田 元 也	イオンモール株式会社 取締役相談役 イオンリテール株式会社 取締役相談役 株式会社ダイエー 取締役相談役 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 取締役相談役 ウエルシアホールディングス株式会社 取締役 株式会社クスリのアオキホールディングス 社外取締役
代表執行役社長	吉 田 昭 夫	イオン北海道株式会社 取締役 イオン九州株式会社 取締役 イオンリテール株式会社 取締役 株式会社キャンドウ 取締役
代表執行役副社長	山 下 昭 典	財務・経営管理担当 イオンリテール株式会社 監査役
代表執行役副社長	藤 田 元 宏	SM担当 ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社 代表取締役社長
執行役副社長	羽 生 有 希	デジタル担当
執行役	岡 崎 双 一	アセアン担当 AEON CO. (M) BHD. 取締役
執行役	渡 邊 廣 之	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌 イオンフィナンシャルサービス株式会社 取締役 イオンディライト株式会社 取締役
執行役	大 池 学	DS担当
執行役	西 峠 泰 男	商品担当

(注1) 岡田元也、吉田昭夫、山下昭典の各氏は取締役と執行役を兼務しています。担当および重要な兼職の状況に関しては、執行役の欄に記載しています。

(注2) 取締役 塚本隆史、大野恒太郎、ピーター チャイルド、キャリー ユーの各氏は、会社法に規定する社外取締役です。なお、当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。

(注3) 当社は、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行うため、監査委員全員を独立社外取締役(非常勤)としています。また、業務執行部門から独立した経営監査室を設置し、重要会議への出席や執行役等からのヒアリングによる情報収集を行うほか、グループ経営に関する内部監査および会計監査人と連携して、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

(注4) 当期中の異動

2021年3月1日 大池学、西峠泰男の両氏は、新たに執行役に選任され就任しました。

2021年5月26日 柴田英二、三宅香の両氏は、任期満了により執行役を退任しました。

(注5) 2022年2月28日をもって、山下昭典、西峠泰男の両氏は、執行役を辞任しました。

(注6) 2022年3月1日付で、次のとおり執行役の組織改革をしました。

地 位	氏 名	担 当
代 表 執 行 役 会 長	岡 田 元 也	
代 表 執 行 役 社 長	吉 田 昭 夫	
執 行 役 副 会 長	藤 田 元 宏	特命担当
執 行 役 副 社 長	羽 生 有 希	デジタル担当
執 行 役 副 社 長	渡 邊 廣 之	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌
執 行 役	神 尾 啓 治	SM担当
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	岡 崎 双 一	アセアン担当
執 行 役	土 谷 美 津 子	商品担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進担当
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当
執 行 役	四 方 基 之	戦略担当
執 行 役	手 塚 大 輔	物流担当

② 社外取締役に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役の重要な兼職先は、39頁に記載のとおりです。
- ・塚本隆史氏は、名誉顧問を兼職するみずほフィナンシャルグループの株式会社みずほ銀行で、取締役頭取などを歴任してこられましたが、2013年の同行退任後8年以上経過しており、現在は同行の業務執行に携わっておりません。また、同行は、当社の複数ある主な借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお直近事業年度末時点における当社の同行からの借入額は、連結総資産の2%未満であります。
- ・大野恒太郎氏が、理事長を兼職する公益財団法人国際民商事法センターの法人会員に当社は登録しています。また、同氏が客員弁護士として所属する森・濱田松本法律事務所と当社の間には、取引がありますが、当社から同法人、同事務所への支払額は、いずれも連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。
- ・ピーター チャイルド氏は、マッキンゼー・アンド・カンパニーの各支社でシニアパートナー等を歴任してこられ、当社は、同社と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一

般管理費の0.1%未満であります。

- ・キャリア ユー氏は、プライスウォーターハウスクーパース (略称PwC) 香港のシニアアドバイザーを務めており、当社は、PwCのメンバーファームであるPwC税理士法人と取引がありますが、当社からの同社への支払額は、連結の販売費および一般管理費の0.1%未満であります。

□. 当該事業年度における取締役会および各委員会への出席状況 (出席回数／開催回数)

	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会
塚 本 隆 史	7/7	9/9	－	3/3
大 野 恒 太 郎	7/7	9/9	3/3	－
ピーター チャイルド	7/7	－	3/3	3/3
キ ャ リ ー ユ ー	7/7	9/9	－	－

ハ. 当該事業年度における主な活動の状況

一取締役会における発言および期待される役割に関して行った業務の概要等一

- ・塚本隆史氏は、大手金融機関の経営者としての豊富な経験と高い見識の基に、経営全般の透明性と健全性の維持向上およびコーポレート・ガバナンスの向上について、積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、報酬委員会議長として、個人別の報酬等についての審議を主導しました。
- ・大野恒太郎氏は、法律・コンプライアンスに関する豊富な経験・見識の基に、コンプライアンス経営の推進等について積極的に発言を行っており、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。また、監査委員会議長として、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査等、委員会としての決定に向け議案審議を主導しました。加えて指名委員会議長として、株主総会に提案する取締役の選任等に関する議案の内容についての必要な審議を主導しました。
- ・ピーター チャイルド氏は、大手コンサルティング会社において、消費財および小売グループのリーダーを務めるなど、リテール分野に関する専門的な知見を有しており、グローバル経営の推進等について積極的に発言を行うなど、客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。
- ・キャリア ユー氏は、英国、カナダ、香港の会計士協会に所属し、大手コンサルティング会社において、アジア太平洋地域の小売および消費者グループのリーダーを務めるなど、会計およびリテール分野に関して、国際的かつ専門的な知見を有しており、内部統制システムの監視ならびに財務諸表の監査

を行うとともに、コーポレート・ガバナンスの向上について積極的に発言を行うなど客観的・専門的な視点から当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っています。

③ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役の各氏と、会社法第423条第1項の責任につき、社外取締役の各氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、金1,500万円または法令の定める額のいずれか高い金額を限度とし、この限度を超える社外取締役の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しています。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

イ. 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役および一部の国内子会社の取締役、監査役、執行役員等

ロ. 保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約では、当社が負う有価証券損害賠償費用、訴訟費用、不祥事が生じた際の社内調査費用等に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等が補填されることとなります。

ただし、当該保険契約では免責額を設け当該免責額までの損害は補填の対象としておりません。なお、保険料は全額会社負担としています。

⑤ 当社の取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容の決定に関する方針

当社の役員の報酬は社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会にて報酬制度の基本方針および報酬内容を決定することとし、客観的かつ透明性の高いものとなっています。

イ. 報酬ポリシー

- 当社の役員は、基本理念のもと、絶えず革新し続け果敢に挑戦し、当社グループの持続的な成長に貢献する。
- 当社の役員は、役員の果たすべき役割と、経営目標の達成度合いに応じた報酬を得る。

【報酬制度の基本方針】

- i お客さま、従業員、株主さまに理解され支持される公正感が高く透明性のある適切な基準で決定する。

- ii 当社グループの中長期の経営戦略および業績と連動し、経営戦略遂行を強く動機付けできる制度とする。
- iii 当社グループの経営を担う人材の確保・維持につながる報酬水準とする。
- iv 経済・社会情勢、当社グループの経営環境・業績を踏まえて報酬体系・水準を適時適切に見直すものとする。

□. 取締役報酬

- i 取締役には、基本報酬を支給する。
- ii 業務の執行を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しない。

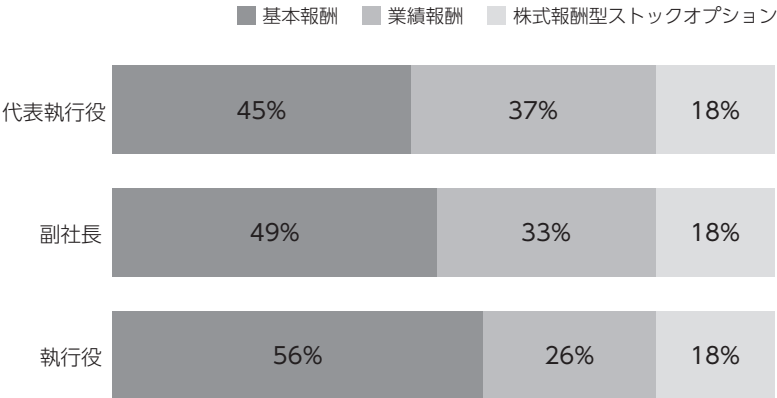
ハ. 執行役報酬

- i 基本報酬
役位別に設定した基準金額内で、個別評価に基づき定める。
- ii 業績報酬
総現金報酬(基本報酬+業績報酬)に占める執行役業績報酬のウエイトは、30%から50%程度とする。
- iii 株式報酬型ストックオプション
株価や業績と報酬との連動性を高め、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる。新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に基づき決定する。
- iv 業績連動報酬の報酬構成
業績報酬および株式報酬型ストックオプションは、全社業績報酬と個人別業績報酬による構成とする。ただし、代表執行役会長・社長は全社業績報酬のみとする。
 - a. 全社業績報酬
役位別基準金額・割当数に対して、連結業績の達成率に基づく係数により算出し、業績を総合的に勘案し決定する。
 - b. 個人別業績報酬
役位別基準金額・割当数に対して、部門別業績と経営目標達成度による個人別評価に基づく係数により決定する。

Ⅴ 業績連動報酬に係る指標・実績

業績報酬および株式報酬型ストックオプションの支給に係る指標は、総合的な収益力を表すものとして、連結経常利益の達成水準を主な指標とする。業績連動報酬の支給率は、期首に設定した目標達成時に基準金額の100%を支給するものとして、当該年度の業績および個人別評価に基づき0%から200%の範囲で変動させる。なお当期の実績は、連結経常利益1,670億円に基づいて、報酬委員会にて審議・決定いたしました。

執行役報酬構成



※予算達成率100%の際の報酬ウェイトになります。

⑥ 当社の取締役および執行役の報酬等の総額

■ 取締役の報酬額

(単位:百万円未満切捨)

	基本報酬	うち、社外取締役
支給人数	4名	4名
支給額	60百万円	60百万円

■執行役の報酬額

(単位:百万円未満切捨)

地 位	人 数	基本報酬	業績報酬	非金銭報酬等 (株式報酬型ストック オプションによる報酬)	合 計
代表執行役会長 岡 田 元 也	1名	49百万円	16百万円	8百万円	73百万円
代表執行役社長 吉 田 昭 夫	1名	50百万円	17百万円	8百万円	75百万円
執行役副社長 (代表執行役を含む)	2名	77百万円	50百万円	26百万円	154百万円
執 行 役	4名	118百万円	50百万円	30百万円	200百万円
合 計	8名	295百万円	134百万円	74百万円	504百万円

(注1) 執行役の株式報酬型ストックオプションによる報酬は、第97期の業績に基づき2022年4月8日開催の報酬委員会および取締役会により決定しました。なお、株式報酬型ストックオプションに関しては、2022年6月21日に新株予約権を割り当てる予定であり、上記の支給額は、2022年2月末日の当社株式の東京証券取引所における終値に基づき算定しています。

(注2) 上記のほか、期中退任の2名の執行役に対し、当期中に基本報酬13百万円を支給しています。

⑦ 役員報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容

当社は指名委員会等設置会社であるため、社外取締役が議長かつ、過半数を占める報酬委員会で定めた報酬制度の基本方針および算定方法に基づき、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容について審議・決定しており、その手続きおよび内容は、決定方針に沿うものであると判断しています。決定した取締役・執行役の報酬については、客観性・透明性担保の観点から、報酬委員会より、取締役会に報告しています。

当該事業年度の役員報酬額決定における、報酬委員会の活動状況は以下のとおりです。

2021年4月9日	2020年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議 2020年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議 2021年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議 役員報酬内規の改訂
2021年5月26日	2021年度 社外取締役の基本報酬の審議・決議 2021年度 株式報酬型ストックオプション付与数の審議・決議
2022年2月9日	新任執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議
2022年4月8日	2021年度 執行役業績報酬支給額の審議・決議 2021年度 株式報酬型ストックオプション発行の審議・決議 2022年度 執行役の個人別基本報酬・業績報酬規定額の審議・決議 役員報酬水準の検討

(6) 当社の会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、海外の連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っています。

② 報酬等の額

i 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	137百万円
ii 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	2,313百万円

(注1)当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

(注2)当社および当社の子会社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、収益認識に関する会計基準に関する助言・指導業務等の対価を支払っています。

(注3)当社の重要な子会社のうちAEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.ほか4社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(注4)当社監査委員会は、会計監査人からその人員体制、監査計画、監査の実施状況、監査の品質管理状況等についてヒアリングをしたほか、監査チームの独立性・専門性やその職務遂行状況について関係部署から意見聴取をするなど、監査時間および監査報酬額の見積りの妥当性について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意をしています。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法等の法令に違反・抵触し、または、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合。

(7) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)(注1)	時間給制従業員数(名)(注2)
GMS事業	35,092	108,272
SM事業	22,698	79,000
DS事業	1,964	9,903
ヘルス&ウエルネス事業	13,412	24,560
総合金融事業	16,124	4,933
ディベロッパー事業	4,165	1,845
サービス・専門店事業	30,267	29,012
国際事業	28,263	5,774
その他事業	991	455
純粋持株会社等	2,489	1,444
合計	155,465	265,198

(注1)従業員数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員です。

(注2)時間給制従業員数は、期中平均人員(ただし、1日勤務時間8時間換算による)です。なお時間給制従業員の実人数は、約405千名になります。従って企業集団の実人数の合計は、約560千名となります。

(8) 当社の主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	40,849
株式会社日本政策投資銀行	23,500
農林中央金庫	22,500
株式会社三井住友銀行	22,500
三井住友信託銀行株式会社	20,500
株式会社三菱UFJ銀行	17,400
株式会社りそな銀行	15,000

(9) 企業結合の状況等

重要な子会社

会社名	資本金	議決権比率(注1)	主要な事業内容
(GMS事業)		%	
イオン北海道株式会社	6,100百万円	77.36	総合小売業
イオン九州株式会社	4,815百万円	78.79	総合小売業
株式会社サンデー	3,241百万円	77.17	ホームセンター
イオンリテール株式会社	100百万円	100.00	総合小売業
(SM事業)			
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	10,000百万円	53.68	スーパーマーケット事業の管理
マックスバリュ東海株式会社	2,267百万円	64.94	スーパーマーケット
マックスバリュ西日本株式会社 (注2)	1,750百万円	74.10	スーパーマーケット
ミニストップ株式会社	7,491百万円	53.83	コンビニエンスストア
(ヘルス&ウエルネス事業)			
ウエルシアホールディングス株式会社	7,736百万円	50.59	ドラッグ事業の管理

会社名	資本金	議決権比率(注1)	主要な事業内容
(総合金融事業)		%	
イオンフィナンシャルサービス株式会社	45,698百万円	49.87	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.	269百万香港ドル	67.13	金融サービス業
AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD	541百万マレーシアドル	63.32	金融サービス業
AEON THANA SINSAP (THAILAND) PLC.	250百万タイバーツ	63.12	金融サービス業
株式会社イオン銀行	51,250百万円	100.00	銀行業
(ディベロッパー事業)			
イオンモール株式会社	42,374百万円	58.80	ディベロッパー事業
(サービス・専門店事業)			
株式会社コックス	4,503百万円	71.57	カジュアルファッション専門店
株式会社ジーフット	3,756百万円	66.90	靴専門店
イオンディライト株式会社	3,238百万円	56.20	総合ファシリティ マネジメントサービス業
株式会社キャンドウ (注3)	3,028百万円	51.18	均一価格雑貨販売業
株式会社イオンファンタジー	1,806百万円	68.45	アミューズメント業
(国際事業)			
AEON CO. (M) BHD.	702百万マレーシアドル	51.68	総合小売業
AEON Stores (Hong Kong) Co., Limited	115百万香港ドル	60.59	総合小売業

(注1) 議決権比率には、間接所有も含まれています。

(注2) 2022年3月1日を効力発生日として、マックスバリュ西日本株式会社は、株式会社フジと経営統合しました。

(注3) 公開買付けでの株式取得により、2022年1月5日に株式会社キャンドウは、連結子会社となりました。

(注4) 当期末において、特定完全子会社はありません。

(10) 当社の剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の株主還元政策は、中長期的な成長による企業価値向上と利益還元のバランスの最適化を図ることを重点施策と位置付け、連結業績を勘案した配当政策を行ってまいります。

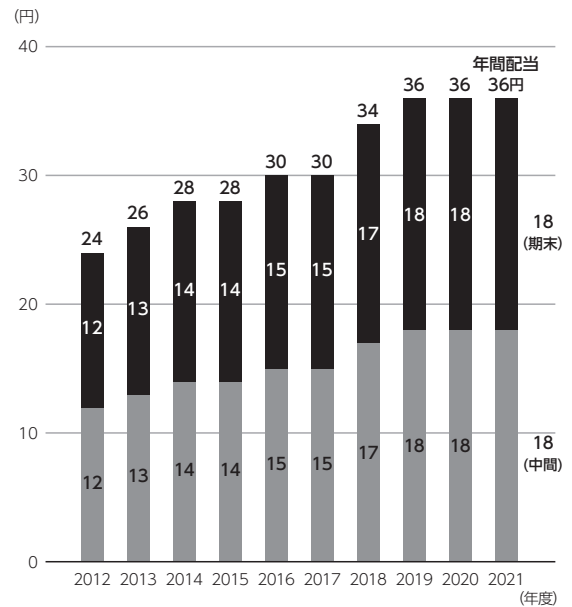
1株当たり年間配当金につきましては、前年以上を維持しつつ、連結配当性向30%を目標として定め、さらなる利益成長ならびに株主還元に努めていきます。

また、当社は株主の皆さまの利益還元の機会を充実させる目的で、剰余金の配当を年2回実施することとし、会社法第459条の規定に基づき取締役会の決議によって剰余金の期末配当を行うことができる旨を定めています。

【当期の剰余金の配当について】

当期の剰余金の期末配当は、2022年4月8日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当18円とさせていただきます。これにより、中間配当18円と合わせた当期の年間配当金は1株当たり36円となります。なお、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2022年5月2日(月曜日)とさせていただきます。

年間配当金の推移(1株当たり)



(注1) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てています。

(注2) 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれていません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	7,185,666
現 金 及 び 預 金	1,172,263
コ ー ル ロ ー ン	8,864
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,655,072
有 価 証 券	612,647
た な 卸 資 産	555,136
営 業 貸 付 金	428,821
銀 行 業 に お け る 貸 出 金	2,406,821
そ の 他	473,815
貸 倒 引 当 金	△127,776
固 定 資 産	4,447,417
(有 形 固 定 資 産)	(3,130,888)
建 物 及 び 構 築 物	1,539,047
工 具、器 具 及 び 備 品	207,982
土 地	984,155
リ ー ス 資 産	93,317
建 設 仮 勘 定	51,392
そ の 他	254,993
(無 形 固 定 資 産)	(326,415)
の れ ん	130,152
ソ フ ト ウ ェ ア	135,301
リ ー ス 資 産	26,162
そ の 他	34,798
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(990,112)
投 資 有 価 証 券	261,543
退 職 給 付 に 係 る 資 産	21,638
繰 延 税 金 資 産	156,417
差 入 保 証 金	405,053
店 舗 賃 借 仮 勘 定	1,730
そ の 他	150,878
貸 倒 引 当 金	△7,148
資 産 合 計	11,633,083

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	7,047,966
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	975,517
銀 行 業 に お け る 預 金	4,173,446
短 期 借 入 金	373,844
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	311,061
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	149,700
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	144,828
リ ー ス 債 務	64,241
未 払 法 人 税 等	40,027
賞 与 引 当 金	36,454
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	4,912
ポ イ ン ト 引 当 金	12,002
設 備 関 係 支 払 手 形	43,872
そ の 他	718,057
固 定 負 債	2,772,693
社 債	915,033
長 期 借 入 金	1,002,337
リ ー ス 債 務	310,145
繰 延 税 金 負 債	34,320
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	354
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	2,921
偶 発 損 失 引 当 金	57
利 息 返 還 損 失 引 当 金	6,476
商 品 券 回 収 損 失 引 当 金	6,014
退 職 給 付 に 係 る 負 債	20,537
資 産 除 去 債 務	109,354
長 期 預 り 保 証 金	258,151
保 険 契 約 準 備 金	64,367
そ の 他	42,620
負 債 合 計	9,820,660
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	897,766
資 本 金	220,007
資 本 剰 余 金	296,285
利 益 剰 余 金	415,503
自 己 株 式	△34,030
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	59,665
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	47,335
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1,187
為 替 換 算 調 整 勘 定	17,512
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△3,995
新 株 予 約 権	1,290
非 支 配 株 主 持 分	853,701
純 資 産 合 計	1,812,423
負 債 純 資 産 合 計	11,633,083

連結損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

科 目			金 額	
売上高	金融事業における営業収益	高		7,657,351
その他の営業収益		益		421,803
営業収益合計		合		636,801
売上原価		原		8,715,957
金融事業における営業原価		原		5,538,956
営業原価合計		合		62,738
営業総利益		総		5,601,694
販売費及び一般管理費		利		2,118,395
営業外収益		利		3,114,262
受取配当金		受	3,662	2,939,949
受取利息		受	2,701	174,312
持分法による投資利益		持	4,355	
未回収商品券受入益		未	4,090	
テナント退店違約金受入益		テ	2,812	
貸倒引当金戻入額		貸	485	
営業外費用		の	20,168	38,276
支払利息		支	34,584	
その他の利益		の	10,936	45,520
経常利益		利		167,068
特定資産売却益		特	2,027	
固定取金の回収		固	2,732	
補助金の損失		補	9,759	
特別損失		の	3,664	18,184
固定資産売却損		特	153	
減損損失		減	44,347	
店舗閉鎖損失引当金繰入額		店	1,949	
固定資産除却損		固	2,439	
新型コロナウイルス対応による損失		新	6,536	
その他		そ	7,003	62,429
税金等調整前当期純利益		税		122,823
法人税、住民税及び事業税		法	71,015	
法人税等調整額		法	△6,175	64,840
当期純利益		当		57,982
非支配株主に帰属する当期純利益		非		51,477
親会社株主に帰属する当期純利益		親		6,504

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

参考

計算書類

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位:百万円未満切捨)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	373,539
現 金 及 び 預 金	2,192
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	346,891
未 収 収 益	12,295
未 収 入 金	9,099
そ の 他	3,060
固 定 資 産	1,202,144
(有 形 固 定 資 産)	(14,137)
建 物	9,588
構 築 物	71
工 具、器 具 及 び 備 品	493
土 地	3,984
(無 形 固 定 資 産)	(960)
商 標 権	601
そ の 他	359
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(1,187,046)
投 資 有 価 証 券	137,904
関 係 会 社 株 式	979,750
関 係 会 社 出 資 金	102,510
繰 延 税 金 資 産	5,357
そ の 他	836
貸 倒 引 当 金	△61
投 資 等 損 失 引 当 金	△39,251
資 産 合 計	1,575,684

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	273,453
短 期 借 入 金	349
1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	68,700
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	30,000
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	55,000
未 払 金	7,044
未 払 費 用	2,999
未 払 法 人 税 等	959
未 払 消 費 税 等	265
預 り 金	107,382
賞 与 引 当 金	255
そ の 他	495
固 定 負 債	648,853
社 債	270,000
長 期 借 入 金	280,950
投 資 等 損 失 引 当 金	97,174
そ の 他	728
負 債 合 計	922,306
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	606,774
資 本 金	220,007
資 本 剰 余 金	325,243
資 本 準 備 金	316,894
そ の 他 資 本 剰 余 金	8,348
利 益 剰 余 金	95,489
利 益 準 備 金	11,770
そ の 他 利 益 剰 余 金	83,719
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	3,960
別 途 積 立 金	65,500
繰 越 利 益 剰 余 金	14,259
自 己 株 式	△33,966
評 価 ・ 換 算 差 額 等	46,293
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	46,661
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△367
新 株 予 約 権	308
純 資 産 合 計	653,377
負 債 純 資 産 合 計	1,575,684

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関 係 会 社 受 取 配 当 金	30,619	
関 係 会 社 受 入 手 数 料	20,352	
そ の 他	934	51,906
営 業 総 利 益		51,906
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		20,539
営 業 利 益		31,367
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,685	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	3,280	
そ の 他	842	11,808
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,300	
投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	14,585	
そ の 他	2,265	26,151
経 常 利 益		17,024
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	8,623	8,623
特 別 損 失		
投 資 等 損 失 引 当 金 繰 入 額	294	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	47	
そ の 他	8	350
税 引 前 当 期 純 利 益		25,297
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,568	
法 人 税 等 調 整 額	△1,655	1,913
当 期 純 利 益		23,384

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告

<u>独立監査人の監査報告書</u>		2022年4月7日
イ オ ン 株 式 会 社		
取締役会 御中		
	有限責任監査法人 トーマツ 東京事務所	
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 丸 山 友 康 ㊞	
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 石 山 健太郎 ㊞	
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 辻 伸 介 ㊞	

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオン株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月7日

イオン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸 山 友 康 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 山 健太郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 辻 伸 介 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第97期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について執行役及び主要な使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するほか、監査委員会が定めた監査の方針等に従い、当会社の内部監査部門に指示し、重要な会議への出席、執行役等及び会計監査人からのその職務の執行に関する事項の報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧等の方法により、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。さらに、子会社については、必要に応じて事業の報告を求め、当会社の内部監査部門に指示し、その業務及び財産の状況を調査しました。

併せて、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役及び執行役の職務の執行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載並びに取締役及び執行役の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針及び株主の共同の利益に沿うものであり、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月8日

イオン株式会社 監査委員会

監 査 委 員 大 野 恒太郎 ㊞

監 査 委 員 塚 本 隆 史 ㊞

監 査 委 員 キャリー ユー ㊞

(注) 監査委員全員は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

■本株主総会終了後の各委員会委員および執行役

各委員会委員(2022年5月25日付予定)

委 員 会 名	氏 名 ※は委員会議長
監 査 委 員 会	※大野 恒太郎 塚本 隆史 キャリー ユー
指 名 委 員 会	※大野 恒太郎 ピーター チャイルド 岡田 元也
報 酬 委 員 会	※塚本 隆史 ピーター チャイルド 岡田 元也

執行役(2022年5月25日付予定)

地 位	氏 名	担 当
代 表 執 行 役 会 長	岡 田 元 也	
代 表 執 行 役 社 長	吉 田 昭 夫	
執 行 役 副 会 長	藤 田 元 宏	特命担当
執 行 役 副 社 長	羽 生 有 希	デジタル担当
執 行 役 副 社 長	渡 邊 廣 之	人事・管理担当 兼 リスクマネジメント管掌
執 行 役	神 尾 啓 治	SM担当
執 行 役	大 池 学	DS担当
執 行 役	岡 崎 双 一	アセアン担当
執 行 役	土 谷 美 津 子	商品担当
執 行 役	尾 島 司	事業推進・ブランディング担当
執 行 役	江 川 敬 明	財務・経営管理担当
執 行 役	四 方 基 之	戦略担当
執 行 役	手 塚 大 輔	物流担当

※上記に関しては、取締役選任議案が全て可決した場合の予定になります。岡田元也、吉田昭夫、羽生有希の各氏は、取締役を兼務する予定です。

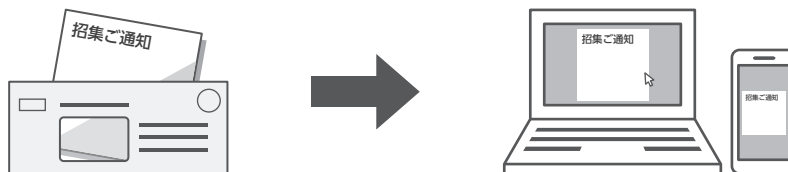
※本株主総会の決議結果に関しては、2022年5月27日(金)に当社ホームページ内に掲載の予定です。また、株主総会当日の報告事項等に関しましては、2022年6月4日(土)に更新し掲載予定ですので、ご高覧ください。

当社ホームページ <https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

■ 株主総会資料の電子提供制度のお知らせ

会社法改正により株主総会資料の電子提供制度が始まります！

2023年3月以降の株主総会より、これまで郵送していた株主総会資料（招集ご通知）が原則ウェブ化されます。株主さまにおかれましては、上場会社からお手元に届く書面でのご案内からウェブサイトへアクセスし、株主総会の資料をご確認していただく形に変更となります。当社においても2023年5月下旬に開催予定の定時株主総会から適用となります。



株主総会資料（招集ご通知）が原則「印刷物」から「ウェブ」でのご確認に変更となります。

インターネットのご利用が困難な株主さまへ

❗ 2022年9月1日以降、書面で受領するための手続きが可能です

（書面交付請求）

Q 「書面交付請求」とは？

- A** インターネットを利用することが困難な株主さまを保護するための手続きです。
お申し出いただいた株主さまには株主総会資料を書面でお送りします。
なお、書面交付請求を行わなくても、URL等を記載した通知書面はお送りします。

ご注意

一連のお手続きには費用がかかる場合があります。
なお、書面交付請求は一定期間経過後に失効することがあります。

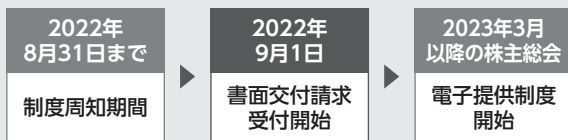
Q 「書面交付請求」の受付期限は？

- A** 株主総会の基準日までにお申し出が必要です。

Q お手続き方法は？

- A** 証券会社にお申し出の場合は、保有銘柄の口座を開設している証券会社へお問い合わせください。
株主名簿管理人にお申し出の場合は、書面での受領を希望される銘柄ごとに申出書面のご提出が必要です。

■ スケジュール



■ お問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行部
0120-533-600

受付時間 9:00～17:00（土・日・休日を除く）

ぜひQ&Aもご利用ください。

<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency>



■株主優待制度のご案内

ご優待1 イオン株主さまご優待カード(AEON OWNER'S CARD)

オーナーズカードは、イオン株式会社の株式を100株以上ご所有の株主さまの優待カードです。
毎日のお買物がオトク！

3・4・5・7%のキャッシュバック

オーナーズカードをご提示いただき、現金、WAON、各種イオンマークのカードでのクレジット払い、イオン商品券、イオンギフトカードでお支払いいただきますと、対象となるお支払い金額合計に対して持株数に応じた返金率をかけた金額を半期毎にまとめてご返金します。

また、毎月20日、30日のお客さま感謝デーではお会計時に5%割引特典があります。

オーナーズカードは、お会計の前にレジにてご提示ください。

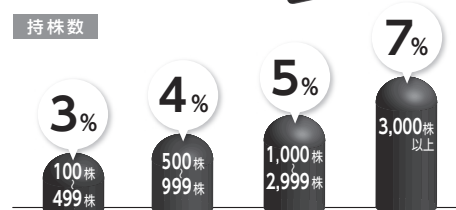
※上記以外でのお支払いは、キャッシュバック特典の対象にはなりません。

※新規登録の株主さまに、株主優待権利確定の約1ヶ月後に、オーナーズカード発行のご案内をお送りしています。

※ご返金引換証は、10月中旬、4月中旬頃の年2回お送りしています。

※イオン、ダイエー、マックスバリュ、イオンスーパーセンター、ザ・ビッグなどの店舗でご利用いただけます。ご利用いただける会社・利用方法等に関して詳しくは、当社ホームページにてご確認ください。

<https://www.aeon.info/company/yutai/>



ご優待2 長期保有株主優待制度

当社では、長期に株式を保有いただいている株主さまを対象とした株主優待制度を設けています。

3年以上継続して当社株式を保有され、かつ毎年2月末日時点で1,000株以上所有の株主さまに下記の基準でイオンギフトカードを進呈させていただきます。

▶お持ちの株式数と進呈金額

2月末日時点 保有株式数	イオンギフトカード金額
1,000～1,999株	2,000円
2,000～2,999株	4,000円
3,000～4,999株	6,000円
5,000株以上	10,000円

※毎年2月末日時点で3年以上継続保有の方に、5月下旬頃に上記の基準でイオンギフトカードを送付いたします。

※3年以上継続保有の株主さまとは、2月末日および8月末日時点の株主名簿に、同一株主番号で、7回以上連続で記載された株主さまとします。

本年は2019年2月末日権利確定日以前より株式を保有している株主の皆さまに、5月下旬頃に上記基準で進呈いたします。

◎株主優待制度に関するお問い合わせ先

イオン株式会社 株式グループ

TEL 043-212-6012 <https://www.aeon.info/company/yutai/>

3年以上継続してご保有

かつ

1,000株以上ご所有

初年の2月末日 株主権利確定日

当社株式をご所有

「株主名簿」の記載回数

初年 2月(1回目)
8月(2回目)

条件1

同一株主番号で
3年以上継続ご保有

1年後 2月(3回目)
8月(4回目)

3年後の2月末日 株主権利確定日

株主権利確定日(2月末日および8月末日)の
「株主名簿」に同一株主番号で7回以上連続
して記載された株主さまが対象となります。

2年後 2月(5回目)
8月(6回目)

3年後 2月(7回目)

条件2

2月末日の「株主名簿」で
1,000株以上ご所有

イオンギフトカードを進呈

■ 事前の議決権行使のお願い

前記の株主総会参考書類(7～20頁)をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、議決権の行使は郵送またはインターネット等で行うことをおすすめします。また、当日ご出席の場合は、事前登録が必要となりますので、何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

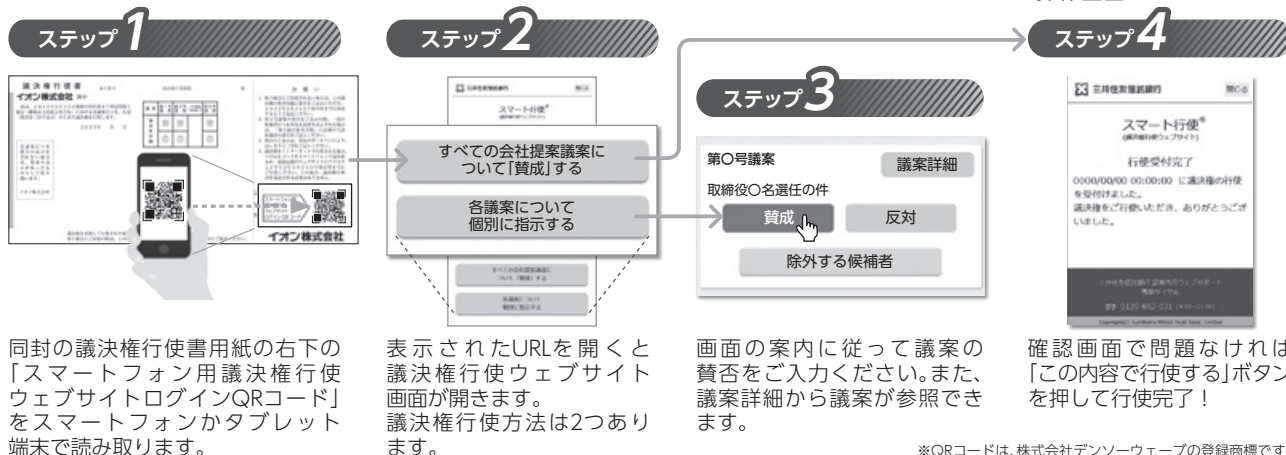
■ インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトアクセスし、下記の【QRコードを読み取る方法「スマート行使」】または、【議決権行使コード・パスワードを入力する方法】から画面の案内に従ってご行使いただきますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

[簡単] 議決権行使コード・パスワードの入力が不要で議決権を行使できます。

※操作画面はイメージです。

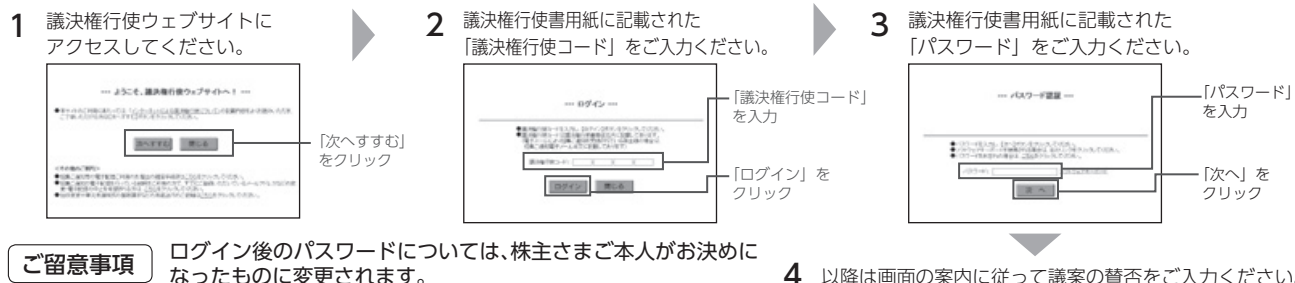


※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご留意事項 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



ご留意事項 ログイン後のパスワードについては、株主さまご本人がお決めたものに変更されます。

- インターネット等による議決権の行使は、2022年5月24日(火曜日)午後6時まで受け付けておりますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めにご行使用いますようお願い申し上げます。
- インターネット等と郵送の両方で議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとし、またインターネット等による議決権行使が複数回行われた場合は、最後のインターネット等による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金)などが必要な場合がありますが、これらの料金は株主さまのご負担となります。

機関投資家の皆さまへ

左頁のインターネットによる議決権の行使のほかに、予め申込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

? お問い合わせ ……………

インターネット等による議決権の行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 **0120(652)031**

受付時間 9:00～21:00

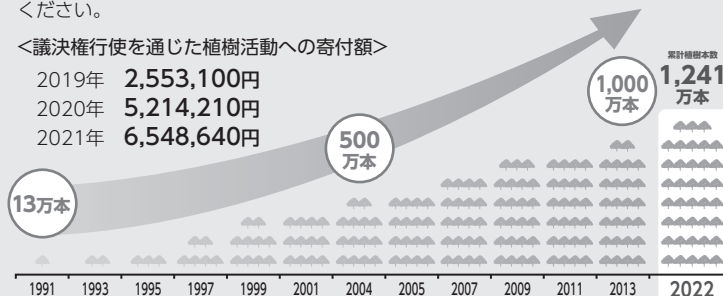
議決権行使が、豊かな森づくりにつながります。 「スマート行使」により削減される郵送費用の一部を 植樹活動に寄付します。

イオンでは、植樹活動を「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念を具現化する活動と位置づけ、1991年より世界各地で取り組んでいます。議決権行使の際にスマート行使(ハガキでの返送以外の電磁的行使)をご利用いただいた場合、郵送費用の一部を、公益財団法人イオン環境財団の植樹活動にお役立てさせていただきます。

株主の皆さまの議決権行使が、豊かな森づくりにつながるスマート行使を是非ご利用ください。

<議決権行使を通じた植樹活動への寄付額>

2019年	2,553,100円
2020年	5,214,210円
2021年	6,548,640円



更に

「スマート行使」での議決権行使の後にアンケートにご協力いただいた方の中から

抽選で、3,000円分の商品券を300名様にプレゼント!

(※当選された株主さまには、7月下旬頃に発送予定です。)

更に

議決権行使をされたすべての株主さまに、
株主さまご優待パスポートを進呈!

(※イオン、イオンスタイル等の店舗で一日限りお好きな日にご利用いただけるパスポートを、6月中旬頃に発送予定です。)

※プレゼント企画に関して詳しくは、同封の書類を併せてご確認ください。

■ 当日のご出席に関する事前登録のお願い

会場でのご出席にくれえ、ご自宅等から、当社指定のウェブサイトを通じてアクセスし、議決権行使やご質問等が可能なインターネット出席をご用意しています。また、会場においては、定員を設けています。なお、当日のご出席は、いずれも事前登録が必要となりますので、出席をご希望の株主さまは、必ず事前にご登録いただきますようお願いいたします。ご登録にあたって必要となるID・パスワードは同封の書類「イオン株式会社 第97期定時株主総会 インターネット株主総会出席方法のお知らせ」に記載されております。また注意事項等は、本招集ご通知に同封の書類（「ご出席の事前登録 インターネット出席のご活用をお願い」）をご確認ください。

1 会場でのご出席



- ご用意できる席数に限りがあります。お土産、飲料等のご用意はございません。

- **会場の定員は50名を予定しています。**

下記の登録ウェブサイトのご案内に沿ってお申込みください。また、お電話でのお申込みもできますので、詳しくは同封の書類をご確認ください。

- ご入場いただける株主の皆さまには、5月20日頃を目途にご来場のご案内通知を発送いたします。

なお、ご入場の際にご案内通知が確認できない株主さまはご入場いただけない場合がありますので予めご了承ください。

登録の受付期限

2022年5月12日(木曜日)午後6時まで

登録ウェブサイト：<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



2 インターネット出席



当社指定のウェブサイトを通じ、当日、インターネットによるライブ中継をご視聴いただきながら、議決権行使、ご質問等を行えます。また、インターネットでご出席いただく通信環境を整えるため、事前登録制としています。ご出席をご希望の場合は、下記の登録ウェブサイトよりご登録ください。ご登録いただき当日インターネット出席されますと、株主総会会場へお越しいただく場合と同様に、会社法上、株主総会に「出席」したものととして取り扱われます。

登録の受付期限

2022年5月12日(木曜日)午後6時まで

登録ウェブサイト：<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



当日、ご出席いただく場合は、「事前登録」が必要になります。

注意事項

<会場での出席をご希望の株主の皆さまへ>

- 会場(3頁の開催場所)でのご出席の場合は、席数に限りがあることから、定員50名を予定しています。定員を超えるご応募があった場合は、抽選となりご希望に沿えない場合がありますので予めご了承ください。
- 体調不良と思われる場合には、株主さまの入場をお断りいたします。体調のすぐれない方、特に発熱されている方は、出席をお控えください。37.5℃以上の発熱など体調不良と判断した場合は、入場をお控えいただきます。マスクの着用などご自身および周囲への感染予防の配慮をお願いいたします。会場内にアルコール消毒液を設置しますので、手指の消毒にご協力ください。
- 会場内での展示、イベントの開催、お土産の配布等はありません。
- 会場のイオンタワー別棟は、JR京葉線「海浜幕張駅」北口より徒歩で約7分です。

<インターネット出席をご希望の株主の皆さまへ>

- ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、ご視聴いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金(電話料金)などは、株主さまのご負担になります。
- 通信環境等の影響により、通信遅延や接続不能、接続後のインターネットのライブ中継の映像や音声の乱れ、一時中断など通信障害が発生する可能性があります。当社は、そのような障害によって株主さまが被った不利益に関しては、一切責任を負いかねます。
- 視聴環境等の詳細につきましては、左頁の登録ウェブサイトからご確認いただけますのでご参照ください。
- 本招集ご通知に記載のない件について採決が必要になった場合には、賛否の表明ができない場合があります。その場合は、欠席として取り扱うこととなりますので、予めご了承ください。
- インターネットによる出席は、会場での出席と異なった取り扱い等がありますので、予めご了承ください。
- 株主さまの代理人による出席はお断りします。また、株主さま以外のご視聴はお断りします。インターネット配信URLを第三者に共有すること、また、株主総会の模様を録音、録画、公開等を行うことはお断りさせていただきます。
- 当社がやむを得ないと判断した場合、インターネット出席の株主総会の内容を一部変更または中止とさせていただく場合がございます。
- 通信の安定性が懸念される想定を超えるご応募があった場合は、期日前に受付を終了する場合がございます。

<その他>

- 当日のインターネットによるライブ中継では、質疑応答を含めた中継となりますので、ご出席いただく株主さまの映像・音声、配信される場合がございますので予めご了承ください。
- 事前に議決権行使を行い、当日は株主総会の模様をインターネットでご視聴のみご希望の場合は、事前登録は不要です。ご視聴時のアクセス先で求められる「視聴コード」は、本招集ご通知に同封の書類「ご出席の事前登録 インターネット出席のご活用」に記載されたものをご確認のうえご入力ください。

今後の状況により株主総会の開催・運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、下記ウェブサイトでお知らせします。内容を随時更新いたしますのでご出席いただく株主さまは、当日ご出席前に必ずご確認いただきますようお願いいたします。
<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>

会場での出席の定員は50名を予定しています。

■ ご視聴のみのライブ中継のご案内

事前に議決権をご行使いただき、当日ご視聴のみをご希望の株主さまは、下記の方法で事前登録不要でご視聴いただけます。

視聴方法

事前登録を行わず当日、ご視聴のみご希望の株主さまは、下記の当社ウェブサイトの「第97期定時株主総会」から「ライブ中継(ご視聴のみ)」にアクセスしてご視聴いただけます。

<https://www.aeon.info/ir/stock/meeting/>



公開日時

2022年5月25日(水曜日)午前10時から

※株主総会の開始は午前10時からとなりますが、開始1時間前よりアクセスは可能になります。

ログイン方法

「視聴コード」を入力してご視聴ください。



ライブ中継終了後のご視聴について

上記の当社ウェブサイト
株主総会での事業報告、経営方針の模様を配信します。

公開予定 2022年6月4日(土曜日)公開

- ・本ログイン方法でのご視聴においては、ご視聴中に、ご質問や議決権のご行使はできません。

株主総会当日に、インターネットを通じて議決権行使や質問が可能となるインターネット出席をご希望の場合は、事前登録が必要となりますので、67～68頁をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願いします。

- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。また、映像や音声に不都合が生じる場合がありますので予めご了承ください。また、ご視聴いただくためのプロバイダーへの接続料金および通信料金(電話料金)などは、株主さまのご負担になります。視聴環境等の詳細につきましては、上記の当社ウェブサイトからご確認ください。
- ・ライブ中継は、株主さま以外のご視聴、またご視聴中の映像・音声の録画・公開等はお断りします。
- ・今後の状況により株主総会の開催・運営について変更が生じる場合がございます。その場合には、上記の当社ウェブサイトで随時更新しお知らせします。

■株主メモ

決 算 期	2月末日
基 準 日	期末配当、定時株主総会 2月末日 中間配当 8月末日 (そのほか必要がある場合には、予め公告します)
定 時 株 主 総 会	5月末日までに開催
公 告 方 法	電子公告 ただし電子公告による公告ができない場合は、 日本経済新聞に掲載して行います。 (アドレス) http://www.aeon.info/ir/
上場証券取引所	東京証券取引所
株主名簿管理人 および特別口座 の口座管理機関	〒100-8233 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 電話照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

1 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。なお、証券会社等に口座がないため特別口座にて管理されている株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

2 未払配当金のお支払について

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

3 マイナンバーについて

2016年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいてマイナンバーの利用が開始されています。株式等の税務関係の手続きでもマイナンバーが必要となりますので、株主さまのマイナンバーについては、お取引の証券会社等へお届けください。証券会社とのお取引がない株主さまは、三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「スマホ招集通知」サービスのご案内

当社では、株主の皆さまとのコミュニケーションの深化を図るため、スマートフォンで招集通知・関連情報の閲覧や議決権行使が容易にできる「スマホ招集通知」サービスを提供しています。



【「スマホ招集通知」アクセス方法】



左記QRコードからアクセスしてください。

または、<https://p.sokai.jp/8267/>

(半角でご入力ください)



本サービスは、株主さまの利便性向上を目的として提供する任意のサービスです。ご利用の端末や通信環境等により閲覧できない場合がございますので、予めご了承ください。また、議決権行使の際は、65～68頁のご案内をご確認ください。

皆さまの議決権行使が、豊かな森づくりにつながります。



更に

素敵な特典！

★ 3,000円分の商品券を300名様にプレゼント！

「スマート行使」での議決権行使の後にアンケートにご協力いただいた方の中から抽選でプレゼントします。

★ 株主さまご優待パスポートを進呈！

議決権行使をされた全ての株主さまに総合スーパーのイオン、イオンスタイル等で1日限りご利用いただけるパスポートを進呈します。6月中旬頃に発送の予定です。

議決権行使は株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ご行使いただくことで株主さまのご意思を反映させることができます。株主総会へご出席いただけない場合は、郵送またはスマートフォン等でご行使いただけます。当社ではCO₂の削減につながり、即時に議決権の行使が反映するスマートフォン等での電磁的行使をおすすめしています。また「スマート行使」により削減される郵送費用の一部を植樹活動にお役立てさせていただいており、昨年は654万円の寄付を行いました。議決権を行使いただいた株主の皆さまに素敵な企画をご用意しています。ご行使いただきますようお願い申し上げます。

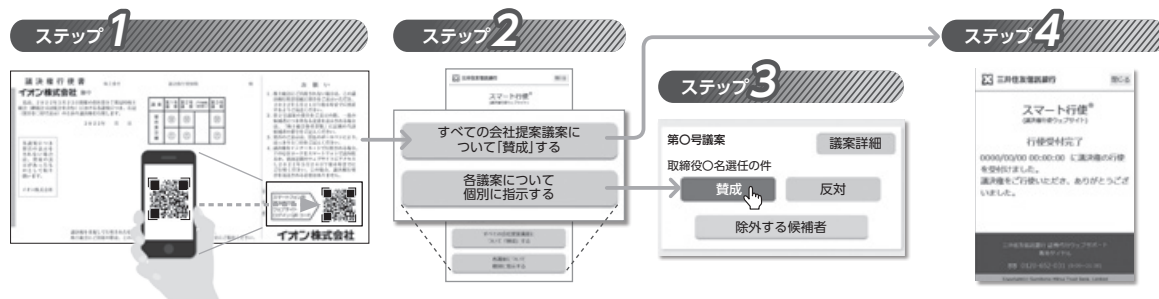
(※議決権行使の方法の詳細は、65～68頁をご確認ください)

■ 事前の議決権行使のお願い(スマートフォンで簡単にご行使いただけます)

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

[簡単!] 議決権行使コード・パスワードの入力が不要で議決権を行使できます。

※操作画面はイメージです。



同封の議決権行使書用紙の右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。また、議案詳細から議案が参照できます。

確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご留意事項

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。



株主の皆さまへ

第97期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示情報

2022年4月28日

イオン株式会社

目 次

■事業報告

- 当社の新株予約権等に関する事項 1頁
- 会社の体制および方針 3頁
- 会社の支配に関する基本方針 6頁

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書 8頁
- 連結注記表 9頁

■計算書類

- 株主資本等変動計算書 31頁
- 個別注記表 32頁

上記事項の内容は、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.aeon.info/ir/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供したものとみなされる情報です。

■事業報告

●当社の新株予約権等に関する事項

① 事業年度末日における当社執行役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数 (普通株式)	保有者数	発行価額	行使価額
第11回新株予約権 (2013年6月21日)	2013年7月21日～ 2028年7月20日	30個	3,000株	1名	1株当たり 1,097円	1株当たり 1円
第15回新株予約権 (2017年6月21日)	2017年7月21日～ 2032年7月20日	57個	5,700株	2名	1株当たり 1,515円	1株当たり 1円
第16回新株予約権 (2018年6月21日)	2018年7月21日～ 2033年7月20日	151個	15,100株	3名	1株当たり 2,176円	1株当たり 1円
第17回新株予約権 (2019年6月21日)	2019年7月21日～ 2034年7月20日	87個	8,700株	3名	1株当たり 1,618円	1株当たり 1円
第18回新株予約権 (2020年6月21日)	2020年7月21日～ 2035年7月20日	136個	13,600株	5名	1株当たり 2,224円	1株当たり 1円
第19回新株予約権 (2021年6月21日)	2021年7月21日～ 2036年7月20日	57個	5,700株	3名	1株当たり 2,655円	1株当たり 1円

※新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する執行役等報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しません。

■取締役(社外取締役を含む)が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権はございません。

■新株予約権の行使の条件(各回共通)

- ・新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の執行役(グループ会社の役員等に就任する場合であって、当社の執行役に準ずる者と報酬委員会で判断した者を含む)の地位にあることを要する。ただし、当社の執行役等を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとしております。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとしております。

② 事業年度中に当社の従業員、子会社の役員および従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

イ. 当社の従業員(当該役員在任中の職務執行の対価として交付されています)

名 称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	交付者数	発行価額	行使価額
第19回新株予約権 (2021年6月21日)	2021年7月21日～ 2036年7月20日	28個	2,800株	2名	1株当たり 2,655円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様

ロ. 当社の子会社役員および従業員

名 称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の数	目的となる 株式の数	交付者数	発行価額	行使価額
第19回新株予約権 (2021年6月21日)	2021年7月21日～ 2036年7月20日	118個	11,800株	17名	1株当たり 2,655円	1株当たり 1円

新株予約権の行使の条件は、前記①と同様

●会社の体制および方針

(1) 当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方

イオンは「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」という基本理念を全ての企業活動の指針とした経営を追求してきました。

このような価値観に基づき、当社のコーポレートガバナンスのあり方を、以下の5つの基本姿勢を中核とした「コーポレートガバナンス基本方針」として定めています。

i お客さま基点、現場主義による価値創造

お客さまの幸福感の実現を最大の企業使命として、お客さまとの接点である現場主義を貫き、常にお客さま基点で考えることで、変化するお客さまのニーズに対応した最適な価値創造を追求します。

ii 最大の経営資源である人間の尊重

人間こそが最大の経営資源であるとの信念に基づき、従業員を尊重し、多様性を重視し、教育機会を積極的に提供することで従業員が自己成長に努め、強い絆で結ばれ、お客さまへの貢献を至上の喜びとする従業員で構成された企業を目指します。

iii 地域社会とともに発展する姿勢

地域社会の一員、心を持った企業市民として、同じ地域社会の参加者であるお客さま、従業員、株主、取引先とともに発展し、地域社会の豊かさ、自然環境の持続性、平和に貢献することを目指します。

iv 長期的な視野と絶えざる革新に基づく持続的な成長

お客さま、地域社会の期待に応え続けるために、変化する経営環境に対応するための絶えざる革新に挑戦することで、長期的な視野に立った価値創造を伴う持続的な成長と、グループ全体の継続的な価値向上を志向する経営に努めます。

v 透明性があり、規律ある経営の追求

お客さま、ステークホルダーとの積極的な対話に努め、評価を真摯に受け止め、常に自らを律することで、透明性と規律がある経営を追求します。

- (2) 監査委員会の職務の遂行のために必要な事項ならびに執行役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制

【取締役会の決議の概要】

① 監査体制関連事項

- ・内部監査部門は監査委員会の職務の補助を行い、内部監査部門の異動については、監査委員会の同意を必要とする。
- ・グループ全体を対象とした内部監査・内部統制の状況およびグループの全従業員を対象とした内部通報制度への通報内容は、定期的に監査委員会に報告される。
- ・内部監査部門は、重要な会議に出席するほか、執行役等からその職務執行状況の報告を聴取し、監査委員会に報告する。

② 情報保存管理体制

- ・各会議議事録は事務局によって作成・保管され、決裁書は立案者によって保存・管理される。

③ リスク管理体制

- ・リスクマネジメント管掌(リスクマネジメント委員会を招集)を設置し、イオン・マネジメントコミッティ(最高経営会議)のもとにリスクマネジメント体制を構築するとともに、その運用状況を内部監査部門が監視する。
- ・取引を含め、反社会的勢力を排除すべく、社内規程の整備や捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応する。
- ・財務報告に係る内部統制構築(いわゆる「J-SOX法」への対応)に関し、グループ会社を含め取り組む。

④ 効率的職務執行体制

- ・職務責任権限規程により、各職位の職務および権限を定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るとともに、協議先部門を定めて牽制機能を果たす。

⑤ コンプライアンス体制

- ・イオン行動規範を制定し、グループ全従業員に徹底するとともに、コンプライアンス指導を定期的に実施し、最新の法改正に対応したコンプライアンス体制を構築する。

⑥ グループ会社管理体制

- ・グループ会社に対して、事業別・機能別に開催する会議体等において経営計画を審議するとともに、グループ本社として本社各部門が業務指導を行い、各社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、一体的なグループ経営を進める。

【運用状況について】

当社は、グループ全体を視野に入れた基本理念に基づく経営により、透明性、公正性を担保し、持続的かつ安定的な経営の実践に努めています。また、これらを実践するための企業統治体制として、指名委員会等設置会社を選択しています。経営の監督と業務執行を明確に分離し、執行役に大幅な権限移譲を行い、迅速な経営の意思決定を実現する体制を整える一方、社外取締役を過半数とする指名委員会・監査委員会・報酬委員会の3委員会を設置し、経営の透明性と客観性を担保しています。

くわえて、取締役会および関係機関が監督・監視・監査を実施することで、内部統制、コンプライアンスおよびリスク管理体制の実効性を高めています。

監査体制については、監査委員全員を独立社外取締役とすることで、監査委員会の独立性を最大限に保ち、透明性の高い監査を行っています。また、業務執行部門から独立した経営監査室を設置し、グループ各社の常勤監査役および内部監査部門や会計監査人と連携して内部監査を行うほか、監査委員会の職務の補助をすることで監査の実効性を確保しています。

コンプライアンス体制では、従業員が共有する日常行動の基本的な考え方、行動の指針である「イオン行動規範」のグループ全従業員への周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上を目的とした研修を定期的に実施しています。さらに法令や倫理規範に違反する行為の未然防止および早期発見を目的として、当社および社外連絡先を窓口とする公益内部通報制度「イオン行動規範110番相談窓口」を2004年度より稼働させ、グループ全体の行動規範の推進および課題解決に取り組んでいます。2020年には、グループ内部通報制度の整備拡充として、日本国内にてイオン行動規範110番の弁護士事務所通報窓口（役員が関与する不正行為専用窓口）を設置しました。また、海外（中国・アセアン）では、2021年3月より役員が関与する不正行為専用窓口を開設しました。

情報保存管理体制については、情報の適切な保存・管理および漏洩防止のため「内部情報管理および内部者取引規制に関する規程」等の各種社内規程を整備し、情報管理および機密情報漏洩の防止に努めています。

リスク管理体制については、リスクマネジメント管掌を配置し、リスクマネジメント管掌を委員長とするリスクマネジメント委員会を開催しています。同委員会では、リスクアセスメント等により優先順位の高いリスクを抽出したうえで、対応およびその効果について進捗管理を実施し、イオン・マネジメントコミッティにリスク管理状況および対応を報告・提案しています。2021年度は、リスクマネジメント委員会を起点に引き続き子会社のガバナンス強化を最重要施策と位置づけ取り組みを進めました。子会社のガバナンス強化策では、子会社取締役会の実効性強化、子会社および孫会社を含むリスクマネジメント体制の整備、実効性向上に取り組んでまいりました。また、新型コロナウイルス感染症の対応では、2020年度に策定した「イオン新型コロナウイルス防疫プロトコル」を改定し、科学的な根拠に基づく防疫対策を継続的に実行し、事業展開国

である14ヶ国の店舗における安全・安心を確保すべく取り組みを進めてまいりました。今後も、影響度の高いリスクについては、部門横断のタスクフォースを編成し、リスクの予知・予見・予防に努めてまいります。

反社会的勢力の排除に向けては、取引を含め、社内規程の整備や捜査機関等との緊密な連携を通じ、組織として対応しています。

財務報告に係る内部統制構築においては、経営者が信頼性のある財務報告を作成する方針等を明確に示し、方針や指示が財務報告の作成に関連する連結子会社に伝達される体制の整備を行うなどグループ会社と一体となって取り組んでいます。また、運用状況については、経営監査室により確認されています。

グループ会社管理に関しては、当社が管理する事業毎の方針や予算について事業別・機能別に開催する会議体等において審議し、経営の方向性を定めています。特に重要な案件については、イオン・マネジメントコミッティ等で協議して持株会社としての意思決定をするとともに施策と数値の進捗管理をしています。また、国内主要グループ会社の監査役による実務研究・情報交換等に関する会議を定期的実施したほか、グループ横断的な会議を通じて、基本理念に基づく経営に向けた施策推進・情報共有等を進めています。

●会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容およびその実現に資する取り組みの概要

イオンは、お客さまへの貢献を永遠の使命とし最もお客さま志向に徹する企業集団であり、小売業と関連産業を通してお客さまのより豊かな生活に貢献すべく、事業を展開してまいりました。お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献するという不変の理念を堅持し、お客さま満足の実践と継続的な企業価値の向上に努めており、この理念が企業価値の根幹をなしています。また、イオンの企業価値は、継続的かつ長期的な企業成長や同士・朋友との協力・提携に加え、雇用の確保、生活文化の向上や環境保全・社会貢献など様々な価値を包含し形成されているものです。

これらの正しい商売の実践と社会的責任を全うするためには、長期的視野でイオンの理念を具現化していくことが必要であり、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、上記の企業価値を維持、発展させていく者でなければならないと考えています。

② 不適切な支配の防止のための取り組みの概要

当社株式は、金融商品取引所（証券取引所）に上場され自由な売買が可能です。万一短期的な利益を追求するグループ等による買収が開始されて不公正な買収提案がなされると、株主の皆さまに結果として不利益を与えるおそれもあります。買収提案を受け入れるか否かは株主の皆さまの判断によるべきものですが、買収提案のあった際に、株主の皆さまが、十分かつ正確な情報と十分な時間のもとにご判断いただけるように十分な資料提供をするよう所定の手順をふむことを求めるとともに、明らかに株主一般

の利益を害すると判断される買収行為には対策を講じることができるように、「当社株式の大量取得行為に関わる対応方針（買収防衛策）継続の件」を2021年5月26日開催の第96期定時株主総会に付議し、株主の皆さまのご承認をいただきました。

これは「事前警告型」買収防衛策であり、当社議決権の20%以上の株式取得を行おうとする者に対しては、大量株式取得者の概要、取得対価の算定根拠、買取方法、買取資金源、買収後の経営方針等につき当社への十分な情報提供を行うことなどの買収ルールへの遵守を要請します。

当社取締役会は、大量株式取得者が登場し次第、その事実を開示するとともに、外部の専門家1名以上と社外取締役から成る独立委員会を設置し、提供された情報（追加提供を求める場合にも意向表明書受領日から60日以内の日を最終回答期限とします）をもとに、同委員会に意見を求め、その意見を最大限尊重したうえで、所定の評価期間（60日間または90日間）内に、当該買収提案に対する評価結果等を発表します。この取締役会および独立委員会においては、判断の客観性をさらに高めるため、適宜他の専門家にも意見を求めることができます。また、上記ルールが守られない場合や、株式の高値買戻要求や高値売抜けが目的であると推測されるなど、株主の皆さまの利益が害されることが明らかである場合には、所定の評価期間の経過を待たずに、当社取締役会が新株発行、新株予約権発行などの対抗策をとり得ることとします。なお、大量株式取得者の権利行使が制限される行使条件差別型新株予約権を発行するときは、株主の皆さまにわずらわしい手続をしていただかなくてもいいように、会社による取得条項付とさせていただきます。また、対抗措置の内容・採否は、取締役としての善管注意義務に従い、原則として取締役会が決定・実施していきますが、例外的には、その内容・効果等に鑑みて株主の皆さまのご判断を仰ぐべきであるとして、当社株主総会にその採否をご決議いただくことがあります。

株主の皆さまには、手続の各段階において、適時に十分に情報開示し、ご判断に供していただけるようにしていきます。

なお、この買収防衛策の有効期間は2024年5月に開催予定の定時株主総会の終結時までです。

③ 上記②の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

大量株式取得者に要請する各種資料は、大量株式取得者の概要だけでなく、資金面の背景および資金スキーム、株式取得方法の適法性に関する事項、買収後の経営計画等であり、これらの資料開示を通じて、イオンの理念（上記基本方針）に対する大量株式取得者の具体的な態度が明示されることになるとともに、何よりも、株主の皆さまの判断材料が充実したものになります。

従って、当社取締役会は、上記対応方針は、上記基本方針および当社の株主の共同の利益に沿うものであり、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

[連結]

■連結計算書類

●連結株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日残高	220,007	300,964	439,600	△36,601	923,971
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△30,601		△30,601
親会社株主に帰属する当期純利益			6,504		6,504
自己株式の取得				△31	△31
自己株式の処分		9		2,602	2,612
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△4,688			△4,688
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	△4,678	△24,096	2,570	△26,204
2022年2月28日残高	220,007	296,285	415,503	△34,030	897,766

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
2021年3月1日残高	62,813	△3,122	△8,752	△4,589	46,349	1,550	783,904	1,755,776
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△30,601
親会社株主に帰属する当期純利益								6,504
自己株式の取得								△31
自己株式の処分								2,612
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△4,688
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△15,478	1,934	26,265	594	13,315	△260	69,797	82,851
連結会計年度中の変動額合計	△15,478	1,934	26,265	594	13,315	△260	69,797	56,646
2022年2月28日残高	47,335	△1,187	17,512	△3,995	59,665	1,290	853,701	1,812,423

●連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1)連結子会社の数……286社

主要な連結子会社の名称：

イオンリテール(株)、イオン九州(株)、イオン北海道(株)、(株)サンデー、ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)、マックスバリュ東海(株)、マックスバリュ西日本(株)、ミニストップ(株)、ウエルシアホールディングス(株)、イオンフィナンシャルサービス(株)、イオンクレジットサービス(株)、(株)イオン銀行、イオンモール(株)、(株)イオンファンタジー、イオンディライト(株)、(株)コックス、(株)ジーフット、(株)キャンドウ、AEON CO. (M) BHD.、AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD.、AEON CREDIT SERVICE (ASIA) CO.,LTD.、AEON THANA SINSAP (THAILAND) PLC.、AEON CREDIT SERVICE (M) BERHAD

(2)非連結子会社の数……2社

非連結子会社の名称：

ウエルシアオアシス(株)、ウエルシアリテールソリューション(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

1-2. 持分法の適用に関する事項

(1)持分法適用関連会社の数……26社

主要な会社の名称：

(株)フジ、(株)ベルク、(株)いなげや、(株)メディカルー光グループ、イオンリート投資法人、(株)タカキュー、(株)やまや

(2)持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社（ウエルシアオアシス(株)他4社）は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3)持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

債務超過会社に対する持分額は、当該会社に対する貸付金等を考慮して貸付金等の消去及び流動負債その他を計上しております。

1-3. 連結の範囲の変更

(1)以下の13社を新たに連結子会社としております。

設立：(株) OPA、Changsha Mall Investment Limited、HANGZHOU HANGDONG MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.、CHANGSHA MALL COMMERCIAL DEVELOPMENT CO.,LTD.、AEON MALL (CAMBODIA) LOGI PLUS CO.,LTD.、永旺永楽（珠海）物業服務有限公司、イオンネクストデリバリー(株)

株式取得：

(株)ププレひまわり、Insurepro Sdn.Bhd、(株)キャンドウ、(株)ケイコーポレーション、(株)アクシス、永楽中村（蘇州）物業服務有限公司

(2)以下の14社を連結の範囲から除外しております。

合併：(株)マルナカ、(株)山陽マルナカ、マックスバリュ長野(株)、(株)ネオファルマー、(株)サミット、(株)ドゥサービス、(株)ユーコム 他1社

清算：AEON MICRO FINANCE (SHENYANG) CO.,LTD.、(株)ジェネラル・サービスズ、NUSTEP (BEIJING) TRADE CO.,LTD.、CNアクセサリー(株)、タルボットジャパン(株)

売却：Qingdao Fresh Foods Co.,Ltd.

1－4．社名変更

以下の3社は当連結会計年度において、社名変更しております。

カシウル西日本(株) (旧社名：(株)松浦唐立軒)
イオンディライトコネクト(株)
(旧社名：エイ・ジー・サービス(株))
ACSI (Thailand) Co.,Ltd.
(旧社名：AEON Insurance Service (Thailand) Co.,Ltd.)

1－5．連結子会社の事業年度等に関する事項

(1)連結子会社の決算日は以下を除き、連結決算日と一致しております。

AFSコーポレーション(株) 他8社
…………… 3月31日
TASMANIA FEEDLOT PTY. LTD.
…………… 6月30日
(株)アクシス …………… 8月31日
AEON ORANGE COMPANY LIMITED 他2社
…………… 9月30日
(株)キャンドウ …………… 11月30日
AEON STORES (HONG KONG) CO.,LTD. 他104社
…………… 12月31日

(2)上記に記載した120社のうち、AFSコーポレーション(株)他20社については、連結決算日から3ヶ月以内の一定日現在で仮決算を実施したうえ連結しております。また、他の99社については、連結決算日との間に生じた重要な取引について必要な調整を行ったうえ連結しております。

1－6．会計処理基準に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

………移動平均法による原価法

(2)デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ………時価法

(3)たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品

主として売価還元平均原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)であります。一部の国内連結子会社は主に移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

② 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4)固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産及び使用権資産を除く)

主として経済的耐用年数に基づく定額法
各資産別の主な耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物及び構築物

(営 業 店 舗) 20～39年

(事 務 所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

(構 築 物) 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

そ の 他

(車 両 運 搬 具) 4～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(主として5年以内)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、国内連結子会社は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成19年3月30日改正））の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

④ 使用権資産（有形固定資産その他）

在外連結子会社は、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリース取引を使用権資産として計上しており、減価償却方法は定額法によっております。

(5)重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

また、総合金融事業を営む一部の在外子会社では国際財務報告基準第9号「金融商品」を適用し、予想信用損失に基づく減損モデルを使用し、期末日時点における信用リスクに応じて必要額を計上しております。

なお、銀行業を営む連結子会社は予め定めている償却・引当基準に則り、主として次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部門等が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

当社及び一部の連結子会社は、従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に備え、支給見込額のうち当連結会計年度に負担する金額を計上しております。

③ ポイント引当金

一部の連結子会社が実施するポイント制度において、ポイントの使用により発生する費用負担に備え、当連結会計年度末における将来使用見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備え、内規に基づく当連結会計年度末必要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金

一部の連結子会社は、店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

⑥ 偶発損失引当金

一部の国内連結子会社は、将来発生する可能性のある偶発損失に備え、偶発事象毎に個別のリスク等を勘案し、合理的に算出した負担損失見込額を計上しております。

⑦ 利息返還損失引当金

金融サービス業を営む一部の連結子会社は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

⑧ 商品券回収損失引当金

一部の国内連結子会社は、負債計上中止後の未回収商品券の回収による損失に備え、将来の回収見込額を計上しております。

(6)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(8)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約及び通貨スワップについては、振当処理によっております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）（ヘッジ対象）

為替予約……………外貨建金銭債権債務及び外貨
建取引等

通貨スワップ…外貨建借入金

金利スワップ…借入金及び社債

③ ヘッジ方針

為替予約及び通貨スワップは為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認を得て行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ及び金利スワップの特例処理によっております。

ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金及び社債
ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定
するもの

(9)消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(10)のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、発生日以後、投資効果の発現する期間等（5年～20年）で均等償却し、少額なものは発生時に一括償却しております。のれんが発生した主な会社別の当初金額と償却期間は次のとおりであります。

イオンモール(株) (旧(株)ダイヤモンドシティ)：

55,625百万円 20年

ウエルシアホールディングス(株)：

54,024百万円 20年

オリジン東秀(株)：41,903百万円 20年

(株)イオン銀行：21,810百万円 20年

(11)責任準備金の積立方法

保険契約準備金の大部分を占める責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方法により計算しています。

- ① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

1－7．表示方法の変更

(1)連結損益計算書関係

前連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めておりました「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「特別利益」に区分掲記することとしております。また、「特別利益」に区分掲記しておりました「退職給付制度改定益」は金額的重要性が乏しくなったため、「特別利益」の「その他」に含めて表示しております。

(2)「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

1－8．追加情報

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、中長期的な企業価値向上をはかることを目的とし、信託型従業員持株インセンティブ・プランとして「従業員持株ESOP信託」（以下「ESOP信託」といいます。）を導入しております。

ESOP信託に関する会計処理については、総額法を適用しており、ESOP信託が所有する当社株式は純資産の部に自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末において、総額法の適用により計上されている自己株式の帳簿価額は7,655百万円（3,313,300株）、長期借入金（1年内返済予定含む）の帳簿価額は8,450百万円であります。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度にかかる連結計算書類にその額を計上した項目であって、見積り特有の不確実性により、翌連結会計年度にかかる連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、国、地域ごとに感染状況及び各国の規制や施策によってその影響や程度が異なり、将来収益に与える影響を正確に予測することが困難な状況であります。当社グループの事業への影響は主に2022年3月以降、感染の拡大と縮小を繰り返しながら徐々に回復すると仮定して会計上の見積りに反映しております。

2-1. 固定資産の減損

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	3,130,888
無形固定資産	326,415
投資その他の資産 その他 ※	122,460

※投資その他の資産の「その他」に含まれる長期前払費用であります。

なお、連結損益計算書に計上された減損損失の詳細については、「4. 連結損益計算書に関する注記 4-4. 減損損失」に記載の通りであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主要な固定資産として、ショッピングセンターをはじめ、様々な業態の商業施設を国内外に保有しております。連結貸借対照表に計上された固定資産の減損の検討及び金額の算出における、資産のグルーピングの方法及び回収可能価額の算定方法、並びに減損損失の認識に至った経緯については、「4. 連結損益計算書に関する注記 4-4. 減損損失」に記載の通りであります。

なお、海外の資産グループについては、国際財務報告基準に準拠した方法によっております。

② 主要な仮定

減損損失の認識及び使用価値の算定における将来キャッシュ・フローの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、テナント賃料や稼働率の予測、売上原価、人件費や家賃等の

販売管理費の変動予測等に、店舗の周辺環境の変化や人口動態、原材料価格や物流コストの変動及び店舗のリニューアル、テナントの出退店、販促活動等を考慮して織り込んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、予測を大きく上回る新型コロナウイルス感染症の感染拡大や影響の長期化、その他の経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において追加の減損損失が発生する可能性があります。

2-2. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
繰延税金資産	156,417

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産の計上にあたっては、当社及び連結子会社の各社において、企業会計基準適用指針第26号による企業分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかで回収可能性を判断し、当該効果を有する範囲内で繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の算出に用いる税率は、期末日時点において制定、又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、一時差異が解消する又は繰越欠損金を使用される期に適用されると予想される税率を用いております。

② 主要な仮定

将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかの判断については、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の充分性、タックス・プ

ランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかで判断しておりますが、その過程において、将来の一時差異等加減算前課税所得の金額及び発生時期の見積り、一時差異の解消時期の見積り等の一定の見積りを行っております。これらの見積りについては、主として経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、当社グループ内で用いている予算、過去の実績、将来の経営環境のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により見込まれる効果等を考慮して算定しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、予測を大きく上回る新型コロナウイルス感染症の感染拡大や影響の長期化、著しい経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更のほか、当社グループ内での経営統合や事業再編等により、課税所得の見積額や税効果の企業分類等に変更が生じ、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額が発生する可能性があります。また、税制改正等により適用する実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2-3. 貸倒引当金

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
貸倒引当金（流動資産）	127,776

なお、連結貸借対照表に計上された金融商品にかかる貸倒引当金の金額の内訳については、「6. 金融商品に関する注記」に記載の通りであります。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主要な債権として、総合金融事業を営む当社の一部の連結子会社の扱うクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービスに伴う営業債権を保有しており、当該営業債権等の貸倒れによる損失に備えて貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の算出方法は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 1-6. 会計処理基準に関する事項 (5)重要な引当金の計上基準 ①貸倒引当金」に記載の通りであります。

② 主要な仮定

総合金融事業の営業債権については、商品種類や返済状況等に基づく債権区分毎に、過去に有していた営業債権と同程度の損失が発生すると仮定しております。また、予想信用損失に基づく減損モデルを適用している一部の在外子会社の将来予測においては、過去の貸倒実績とマクロ経済指標等の相関関係及びその見通しに関する仮定を含んでおります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、各国の経済環境等の変化により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合や、予測を大きく上回る新型コロナウイルス感染症の感染拡大や影響の長期化等により経済環境への影響が変化した場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、総合金融事業の営業債権を含む金融商品のリスクの内容やリスク管理体制については、「6. 金融商品に関する注記」に記載しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

3-1. 有価証券の内訳

銀行業における有価証券	536,221百万円
銀行業における買入金銭債権	27,028百万円
保険業における有価証券	49,397百万円
合計	612,647百万円

3-2. たな卸資産の内訳

商品	544,518百万円
原材料及び貯蔵品	10,617百万円
合計	555,136百万円

3-3. 有形固定資産減価償却累計額

2,849,385百万円

3-4. 担保に供している資産及び対応する債務

(1)担保に供している資産

建物等	39,091百万円
土地	17,025百万円
有価証券	32,787百万円
売掛金及び営業貸付金	4,948百万円
合計	93,853百万円

(2)対応する債務

短期借入金	35,113百万円
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	45,281百万円
預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	1,514百万円
固定負債 その他	296百万円
合計	82,206百万円

3-5. 宅地建物取引業法に基づき担保に供している資産

投資有価証券	15百万円
差入保証金 (1年内返済予定分を含む)	25百万円
合計	40百万円

3-6. 銀行業を営む連結子会社が為替決済等の担保に供している資産

現金及び預金	15百万円
差入保証金	45,000百万円
合計	45,015百万円

3-7. 営業貸付金

金融サービス業を営む連結子会社の営業債権であります。

3-8. 銀行業における貸出金

銀行業を営む連結子会社の貸出金であります。

3-9. 貸出コミットメント

(1)金融サービス業又は銀行業を営む連結子会社は、クレジットカード業務に附随するキャッシング業務等を行っております。当該業務における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	9,911,408百万円
貸出実行額	497,711百万円
差引：貸出未実行残高	9,413,696百万円

なお、上記には、流動化の対象とした債権に係る金額を含んでおります。

また、当該貸出コミットメント契約においては、借入人の資金使途、信用状態等に関する審査が貸出の条件となっているため、必ずしも全額が貸出実行されるものではありません。

(2)銀行業を営む連結子会社の当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、23,034百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が4,998百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに

終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当該連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

また、合同運用指定金銭信託に対する流動性補完のため、極度貸付に関する契約を締結しております。当契約の融資未実行残高は26,693百万円であり、1年以内に融資実行の可能性があるものは、8,852百万円であります。当契約はリファイナンス時の一時的な資金調達力の低下を回避することを目的としております。また、契約上、融資実行については、選択権が付与されており、貸出実行が約束されているものではありません。

3－10. 保証債務等

(1)債務保証 50,453百万円

主に、連結子会社が営む一般顧客向け信用保証業務に係るものであります。

(2)経営指導念書等

当社は、一部の関連会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号)に基づく保証類似行為に該当するものではありません。

4. 連結損益計算書に関する注記

4－1. 売上総利益

売上高から売上原価を控除した金額であります。

4－2. 営業総利益

営業収益合計から営業原価合計を控除した金額であります。

4－3. 補助金収入

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みとして、政府及び各自治体からの営業自粛要請や緊急事態宣言を受け、当社グループにおいて店舗等施設の臨時休業や営業時間の短縮を実施しました。主としてこれらの対応に伴う感染拡大防止協力金等の受け入れであり、その主な内訳は次のとおりであります。

雇用調整助成金	548百万円
感染拡大防止協力金等	9,210百万円
合計	9,759百万円

4－4. 減損損失

当社及び連結子会社は、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産グループの概要

①GMS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	52	1,467
		関東	133	6,246
		中部	45	2,290
		西日本	86	6,613
一	のれん	北日本	一	102
遊休 資産	土地	北日本他	2	110
合計			318	16,830

[連結]

②SM事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	127	404
		関東	684	5,693
		中部	271	1,082
		西日本	320	4,297
	建物等	中華人民共和国	30	594
		大韓民国他	656	527
遊休 資産	土地及び建物等	西日本他	7	111
合計			2,095	12,710

③DS事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	関東	78	223
		中部	8	531
		西日本	1	2
合計			87	757

④ヘルス&ウェルネス事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	17	533
		関東	61	1,405
		中部	47	1,749
		西日本	42	1,262
—	のれん	関東	—	17
合計			167	4,969

⑤総合金融事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	北日本	2	1
		関東	11	195
		中部	2	5
合計			15	202

⑥ディベロッパー事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	1	7
		関東	12	800
		中部	3	385
		西日本	6	252
		中華人民共和国他	3	2,363
合計			25	3,810

⑦サービス・専門店事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	土地及び建物等	北日本	97	291
		関東	306	1,074
		中部	149	492
		西日本	203	521
	建物等	中華人民共和国他	38	203
遊休 資産	建物等	関東	1	360
合計			794	2,943

⑧国際事業

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	中華人民共和国	28	2,122
合計			28	2,122

(2)減損損失の認識に至った経緯

店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスまたは継続してマイナスとなる見込みである資産グループ及び、遊休状態にあり今後使用目処が立っていない国内の資産グループについては、資産グループから生み出される割引前将来キャッシュ・フローの見積りの総額が帳簿価額を下回った場合に、海外の資産グループについては割引後将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合に減損損失を認識し、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3)減損損失の金額

種類	金額 (百万円)
建 物 及 び 構 築 物	24,815
土 地	1,072
工具、器具及び備品	8,293
の れ ん	120
リ ー ス 資 産	7,106
そ の 他 ※	2,939
合計	44,347

※その他には、無形固定資産、投資その他の資産の「その他」に含まれている長期前払費用を含んでおります。

(4)資産のグルーピングの方法

当社及び連結子会社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、また遊休資産については物件単位毎にグルーピングしております。

(5)回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、使用価値もしくは、正味売却価額（国内の資産グループ）または処分コスト控除後の公正価値（海外の資産グループ）のいずれか高い金額により測定しております。正味売却価額及び処分コスト控除後の公正価値は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除することにより算定しておりますが、土地については不動産鑑定士による不動産鑑定評価基準または固定資産税評価額等を基に算定した金額により、その他の固定資産については取引事例等を勘案した合理的な見積りにより評価しており、処分費用見込額には建物解体等の原状回復費等、取引先に対する退店違約金等を織り込んでおります。

また、使用価値は、見積もられた将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引いて算定しておりますが、その際に用いられる税引前の割引率は、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローがその見積り値から乖離するリスクの両方を反映したものとして、負債資本コストと株主資本コストを加重平均した店舗の所属する国・地域等に応じた資本コストを使用して

おり、一部の連結子会社においては、その算定ロジックについて必要に応じて企業価値評価の専門家の助言を得ています。割引率については、主として2.4%～19.0%を使用しております。

4－5. 新型コロナウイルス対応による損失

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の取り組みとして、政府及び各自治体からの営業自粛要請や緊急事態宣言を受け、当社グループにおいて店舗等施設の臨時休業や営業時間の短縮を実施しました。臨時休業に伴って発生した損失額であり、その主な内訳は次のとおりであります。

休業期間中の従業員給与及び手当	853百万円
休業期間中の店舗等施設に係る固定費	5,524百万円
その他	157百万円
合計	6,536百万円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

5－1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘要
発行済株式	普通株式	871,924	－	－	871,924	
自己株式 (うち従業員持株ESOP 信託)	普通株式	26,370 (4,388)	10 (－)	1,173 (1,074)	25,207 (3,313)	注1、2

注1：当連結会計年度増加自己株式数は、単元未満株式の買取りによるものであります。

注2：当連結会計年度減少自己株式数は、従業員持株ESOP信託における株式売却、新株予約権の行使及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡によるものであります。

5－2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

(1－1) 2021年4月9日開催の取締役会におい

て、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	15,300百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	18円
④基準日	2021年2月28日
⑤効力発生日	2021年4月30日
(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式（2021年2月28日基準日：4,388,100株）に対する配当金が含まれております。	

（1－2）2021年10月6日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	15,300百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	18円
④基準日	2021年8月31日
⑤効力発生日	2021年10月28日
(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式（2021年8月31日基準日：3,877,000株）に対する配当金が含まれております。	

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年4月8日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額	15,302百万円
②配当の原資	利益剰余金
③1株当たり配当額	18円
④基準日	2022年2月28日
⑤効力発生日	2022年5月2日
(注) 配当金の総額には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式（2022年2月28日基準日：3,313,300株）に対する配当金が含まれております。	

5－3. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度末株式数(千株)
第8回新株予約権	普通株式	3
第10回新株予約権	普通株式	3
第11回新株予約権	普通株式	18
第12回新株予約権	普通株式	5
第13回新株予約権	普通株式	8
第15回新株予約権	普通株式	14
第16回新株予約権	普通株式	46
第17回新株予約権	普通株式	26
第18回新株予約権	普通株式	21
第19回新株予約権	普通株式	18
合計		167

6. 金融商品に関する注記

6－1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、GMS事業（総合スーパー）を核とした小売事業を中心として、総合金融、ディベロッパー、サービス等の各事業を複合的に展開しています。これらの事業を行うため、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融資産に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

また、総合金融事業を営む連結子会社はクレジットカード、住宅ローン、個品割賦等の各種金融サービス事業を行っており、銀行業を営む国内連結子会社では、有価証券等の運用業務も行っております。

当該事業を行うため、市場の状況や長短の balan

スを勘案して、顧客からの預金、金融機関からの借入、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化等によって資金調達を行っております。また、一時的な資金の過不足に対応するため、短期市場での資金運用及び資金調達を行っております。なお、一部の連結子会社は在外子会社であり外貨ベースで事業を行っております。

このように、総合金融事業は主として金利変動、為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるリスクを管理するために資産及び負債の総合的管理（ALM：アセット・ライアビリティ・マネジメント）を実施しております。

当社グループにおけるデリバティブ取引は、主として、資金調達に伴う金利変動リスクや為替変動リスク、事業活動上生じる金融取引の市場リスクを回避することを目的として行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格の変動リスク及び信用リスクに晒されております。

銀行業における有価証券は、外国証券及び債券・株式等であり、それぞれ発行体等の信用リスク及び市場リスク等に晒されております。

銀行業における貸出金及び営業貸付金は、主として個人及び事業者に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスク及び金利変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、主に1年以内の支払期日であります。

なお、外貨建の営業債権及び債務は為替の変動リスクに晒されております。

銀行業における預金は、銀行業を営む国内連結子会社の顧客からの預金であり、金融情勢の変動や一定の環境下で当該連結子会社が市場を利用できなく

なる場合や財務内容の悪化等により、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクをはじめ、金利変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

短期借入金、コマーシャル・ペーパー、長期借入金、社債及びリース債務は主に営業取引、設備投資及び株式取得に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

デリバティブ取引は、主として、外貨建債権債務の為替変動のリスクを回避するための先物為替予約取引及び通貨スワップ取引や短期借入金、長期借入金、社債及び市場性のある債券に係る金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を行っております。デリバティブ取引は、取引先の契約不履行による信用リスクを有しております。なお、デリバティブ取引のヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社グループ規程に従い、受取手形及び売掛金等の営業債権について、営業部門及び経理財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券のうち、時価のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、適切な与信審査・管理を行うことにより信用リスク管理を行って

おります。これらの与信管理は、審査部門が新規与信実行時及び実行後に継続的に信用状況を把握するとともに、債権管理部門において分析・研究を行い審査部門と連携することにより実施しております。また、リスク量として主にバリュー・アット・リスク（過去のデータ等に基づき、今後の一定期間において、特定の確率で保有する金融商品に生じる損失額の推計値。以下「VaR」という。）を計測し、定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しております。

差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定する等保全措置を講じております。

デリバティブの利用にあたっては、取引金融機関を国際的に信用の高い相手先に限定し、かつ取引契約締結額も相手先の信用状況を常時把握していることから、信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、借入金及び社債等に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引及び通貨スワップ取引を利用しております。また、外貨建営業債権及び債務に係る為替変動リスクを回避する目的で、先物為替予約を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、市場動向、時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を定期的にモニタリングして経営陣に報告するとともに、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引管理規程に基づき、担当執行役又は担当取締役の承認後、所管部署が実行と残高の把握及び管理を行っております。

総合金融事業を営む連結子会社は、市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの所在、規模等を把握し、適切な市場リスク管理を行うとともに、管理状況等を定期的に内部統制推進委員会に報告しております。市場リスク管理に

係る体制としては、収益部門から独立したリスク管理の組織・体制を整備することにより、業務上の相互牽制を確保しています。また、原則保有する全ての金融商品について市場リスクに関する定量的分析を行っており、主にVaRを用いて市場リスク量を管理しております。具体的には、VaRが取締役会等で決議したリスク限度額（資本配賦額）を超過しないよう市場リスクをコントロールしております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

総合金融事業を営む連結子会社は、継続的なキャッシュ・フローのモニタリングを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整等により、流動性リスクを管理しております。また、銀行業を営む国内連結子会社は、流動性リスク管理として、支払準備資産保有比率及び資金ギャップ枠を設定し、リスク管理部が日々モニタリングを行い、その結果を定期的に内部統制推進委員会及び取締役会に報告しています。また、運営にあたっては資金効率を考慮しつつも流動性確保にウェイトを置いた管理を行っています。

(4)総合金融事業における市場リスクの定量的情報等について

総合金融事業で銀行業を営む国内連結子会社における市場リスクについては、モンテカルロシミュレーション（保有期間120日、観測期間3年、信頼区間99%値）によりVaRを計測しており、2022年2月28日現在の金額は15,290百万円であります。なお、在外子会社並びに一部国内子会社については、当該影響額が限定的であることから、市場リスクの計測は実施しておりません。

ただし、当該影響額は、過去の相場等の変動をベ-

スに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(5)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該時価が異なることもあります。また、「6－2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

6－2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2)をご参照下さい。)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預金	1,172,263	1,172,263	－
(2)コールローン	8,864	8,864	－
(3)受取手形及び売掛金 貸倒引当金等(※1)	1,655,072 △82,212		
	1,572,860	1,603,024	30,164
(4)有価証券			
①銀行業における有価証券	536,221	536,221	－
②銀行業における買入金銭債権	27,028	27,028	－
③保険業における有価証券	49,397	49,397	－
	612,647	612,647	－
(5)営業貸付金 貸倒引当金(※1)	428,821 △58,383		
	370,438	376,487	6,049
(6)銀行業における貸出金 貸倒引当金(※1)	2,406,821 △7,747		
	2,399,073	2,462,499	63,425
(7)投資有価証券 関係会社株式 その他有価証券	77,698 150,818	105,984 150,818	28,286 －
	228,517	256,803	28,286
(8)差入保証金 (1年内償還予定分を含む) 貸倒引当金(※1)	411,647 △3,270		
	408,376	399,077	△9,299
資産計	6,773,041	6,891,668	118,626

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)支払手形及び買掛金	975,517	975,517	－
(2)銀行業における預金	4,173,446	4,173,776	329
(3)短期借入金	373,844	373,844	－
(4)コマーシャル・ペーパー	144,828	144,828	－
(5)社債 (1年内償還予定分を含む)	1,064,733	1,071,491	6,758
(6)長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	1,313,399	1,318,344	4,945
(7)リース債務 (流動及び固定負債)	374,387	396,110	21,722
(8)長期預り保証金 (1年内返済予定分を含む)	267,034	265,979	△1,054
負債計	8,687,190	8,719,892	32,701
デリバティブ取引(※2)	△2,894	△2,894	－

(※1) 受取手形及び売掛金、営業貸付金、銀行業における貸出金及び差入保証金に係る貸倒引当金並びに割賦利益繰延(流動負債)を控除しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)コールローン、(3)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。なお、金融サービス業を営む連結子会社の売掛金の時価は、営業債権の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト(経費率)を加味した利率で割り引いて算定しております。

(4)有価証券、(7)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格により、債券及び買入金銭債権は取引所の価格、取

引金融機関等から提示された価格又は経営陣の合理的な見積りにより算定された価額によっております。

(5)営業貸付金

営業債権の種類及び期間に基づく区分ごとに信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを算定し、リスクフリー・レートに債権の回収コスト(経費率)を加味した利率で割り引いて算定しております。

(6)銀行業における貸出金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額によっております。

(8)差入保証金

差入保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額によっております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(3)短期借入金、(4)コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価

額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)銀行業における預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）によっております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割引いて算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)社債

当社及び一部の連結子会社が発行する社債の時価については、市場価格に基づき算定しております。

(6)長期借入金、(7)リース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8)長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格又は経営陣の合理的な見積りにより算定された価額等によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	15,607
信託受益権	17,418

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券」及び「(7)投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

7－１. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、全国主要都市を中心に賃貸商業施設等を有しております。

7－２. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)
1,246,265	1,749,043

(注１) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注２) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）又は鑑定会社より鑑定評価書を取得し算定した金額であります。

8. 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,130円76銭
1株当たり当期純利益金額	7円69銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	7円65銭

(注) 算定上の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	6,504百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	6,504百万円
普通株式の期中平均株式数	846,082,188株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた親会社株主に帰属する当期純利益調整額	△33百万円
普通株式増加数 (うち新株予約権)	215,688株 (215,688株)

普通株式の期中平均株式数について、その計算において控除する自己株式に従業員持株ESOP信託が保有する当社株式3,313,300株を含めております。なお、当該信託が保有する当社株式の期中平均株式数は、3,897,077株であります。

9. 重要な後発事象

9-1. 株式交換による連結の範囲の変更（㈱フジ）

当社の持分法適用関連会社である㈱フジ（以下「フジ」という。）及び当社の連結子会社であるマックスバリュ西日本㈱（以下「MV西日本」という。）は、2022年3月1日付で、フジを株式交換完全親会社とし、MV西日本を株式交換完全子会社とする株式交換を行い、フジは当社の連結子会社となりました。その概要は以下のとおりです。

なお、フジは、同日付で、フジを分割会社とし、フジの全額出資子会社である㈱フジ・リテイリング（以下「フジ・リテイリング」という。）を承継会社として、フジを持株会社化するために必要な機能を除くすべての事業を、フジ・リテイリングに承継しました。これにより、フジは、フジ・リテイリング及びMV西日本を完全子会社とする共同持株会社となっております。

(1) 本経営統合の目的

フジ、MV西日本及び当社は、2018年10月公表の資本業務提携を契機に、『中国・四国エリアでNo.1の事業連合体』を目指すべく各社が掲げる理念の実現と企業価値向上をはかるとともに、継続的に相互に情報交換・課題認識について共有をはかってまいりました。そのような中、地域環境の変化や競争の激化に対応し、持続的なお客さまの豊かなくらしづくりと、中国・四国地方の産業、社会、文化、雇用等の問題解決についてスピードを上げて取り組むためには、各社の関係をより一層深化させることが必要であるとの考えに3社で至ったため、フジとMV西日本が経営統合し、当社の連結子会社となる基本合意書を2021年9月1日に締結いたしました。

基本合意書の締結以降、2024年3月のフジとMV西日本の合併による統合新会社の設立に向けて統合準備委員会を設置し、先駆けて発足させるフジとMV西日本が当社の連結子会社となる共同持株会社における基本理念、ビジョン、組織体制等について協議・検討を進めてまいりました。本経営統合を円滑に実行し、企業価値最大化をはかるため、統合手

法の検討及び具体的な統合効果についての議論をす
すめ、2021年12月6日、経営統合契約書、株式交
換契約書及び吸収分割契約書を締結し、当該諸契約
の効力発生日である2022年3月1日にフジは当社の
連結子会社となりました。

フジ及びMV西日本は、本経営統合により、中国・
四国エリア及び兵庫県西部におけるドミナントをさ
らに強め、地域環境の変化や競争の激化に対応し、
持続的なお客さまの豊かなくらしづくりと、中国・
四国地方の産業、社会、文化、雇用等の問題解決に
ついてスピードを上げて取り組んでまいります。また、
従業員ひとりひとりが仕事に使命感と誇りを持ち、
さまざまな改革に挑戦し続け、最も地域に貢献
する企業集団「中国・四国No.1のスーパーリージョ
ナルリテイラー」への深化を果たし、企業価値の最大
化を実現してまいります。

(2)被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合日、
企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得した
議決権比率及び取得企業を決定するに至った主な根
拠

- ① 被取得企業の名称及び事業の内容
被取得企業の名称：(株)フジ
事業の内容：チェーンストア業（食料品、衣
料品、日用雑貨品等の小売販売）
- ② 企業結合日
2022年3月1日
- ③ 企業結合の法的形式
フジを株式交換完全親会社とし、MV西日本
を株式交換完全子会社とする株式交換
- ④ 結合後企業の名称
変更ありません。
- ⑤ 取得した議決権比率
取得直前に所有していた議決権比率
15.07%
企業結合日に追加取得した議決権比率
36.49%（うち間接保有 0.80%）
取得後の議決権比率
51.56%（うち間接保有 0.80%）

⑥ 取得企業を決定するに至った主な根拠

株式交換により当社がフジの議決権の過半数
を取得し、フジが当社の連結子会社となるため、
株式交換前より当社の連結子会社であるMV西
日本を取得企業とし、フジを被取得企業として
おります。

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
現時点では確定しておりません。

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額
現時点では確定しておりません。

(5)株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに
交付した株式数

① 株式の種類別の交換比率

	フジ (株式交換完全親会社)	MV西日本 (株式交換完全子会社)
本株式交換に 係る割当比率	1	1

② 株式交換比率の算定方法

フジ及びMV西日本は、本株式交換に用いら
れる株式交換比率の算定にあたって公正性を期
すため、フジは野村證券(株)を、MV西日本は大
和証券(株)を第三者算定機関として選定し、それ
ぞれ株式交換に用いられる株式交換比率の算定
を依頼しました。

フジ及びMV西日本はそれぞれ、第三者算定
機関による算定結果及び法務アドバイザーの助
言を参考に、かつ、両社それぞれが相手方に対
して実施したデュー・ディリジェンスの結果等
を踏まえて、両社の財務の状況、将来の見通し
等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回に
亘り慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に
上記株式交換比率が妥当であり、両社の株主の
皆さまの利益に資するものとの判断に至り、株
式交換契約を締結いたしました。

③ 交付した株式数
48,533,756株

(6)被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ご
との取得原価の合計額との差額
現時点では確定しておりません。

(7)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

「企業結合に関する会計基準」における「逆取得」に該当し、パーチェス法が適用されることにより、のれん又は負ののれんが発生する見込みですが、その金額等は現時点では確定しておりません。

(8)企業結合日に受け入れた資産及び引き入れた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

9-2. 連結子会社の株式取得による会社の買収の決定
(㈱コクミン、㈱フレンチ)

当社の連結子会社であるウエルシアホールディングス㈱（以下、「ウエルシアホールディングス」という。）は、2022年1月18日開催の取締役会において、㈱コクミン（以下、「コクミン」という。）及び㈱フレンチ（以下、「フレンチ」という。）の株式を取得し、資本業務提携（子会社化）することについて決議し、同日付で基本合意書を締結いたしました。また、2022年3月30日に譲渡株式数及び取得価額が確定いたしました。その概要は以下のとおりです。

(1)資本業務提携の目的

当社の連結子会社であるウエルシアホールディングス及び同社連結子会社（以下、「ウエルシアグループ」という。）は、「お客様の豊かな社会生活と健康な暮らしを提供します」の企業理念のもと、健康をテーマとした付加価値の高い商品やサービスを提案する「生活のプラットフォーム」「専門総合店舗」を目指し、「調剤併設」、「カウンセリング」、「深夜営業」及び「介護」を軸としたビジネスモデルを進化させつつ、薬剤師、登録販売者、ビューティアドバイザー、管理栄養士、調剤事務員などの従業員の専門知識を生かしたカウンセリングと丁寧な接客、地域性にこだわりの持った品ぞろえ、より便利に利用いただけるサービスの充実により、近隣にお住まいのお客様の健康や美容、そして豊かな暮らしをサポートする店舗づくりを目指し、関東中心に東北から中国四国地方において展開しております。

一方、コクミンとフレンチは、「国民の美と健康に奉仕する」を企業理念とし、ビジョンである「お客様に寄り添い、健やかな暮らしを支える専門家を目指します」に則り、専門性の高いドラッグストアを北海道・関東・関西・九州など主要都市の大型商業施設・空港・駅前駅中・繁華街・住宅地等の好立地に出店しております。また、調剤事業も、大学病院や大型総合病院の門前を中心に、クリニックモール内や駅ターミナルなど、多様な立地に出店しております。

今般、ウエルシアグループが、今後強化する都市型店舗、全国への出店網拡大を図るとともに、それぞれの保有するノウハウや人材等の経営資源を共有することで、経営規模の拡大と経営体質の強化が見込まれると考えております。

(2)被取得企業の概要、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称、取得する議決権比率、資金調達の方法及び取得企業を決定するに至った主な根拠

① 被取得企業の概要

被取得企業の名称	㈱コクミン
事業の内容	薬局、薬店の経営
資本金	91百万円

被取得企業の名称	㈱フレンチ
事業の内容	薬局の経営
資本金	18百万円

② 企業結合日

2022年6月1日（予定）

③ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

④ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑤ 取得する議決権比率

コクミン：93.86%（フレンチの株式を取得することで100.00%となります。）

フレンチ：100.00%

⑥ 資金調達の方法

借入を予定しております。

- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠
ウエルシアホールディングスが現金を対価として株式を取得することによるものです。

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

① コクミン

取得の対価	現金	20,398百万円
取得原価		20,398百万円

② フレンチ

取得の対価	現金	1,333百万円
取得原価		1,333百万円

(4)主要な取得関連費用の内容及び金額

現時点では確定しておりません。

(5)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

(6)企業結合日に受け入れた資産及び引き入れた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

9-3. 連結子会社の株式譲渡による連結子会社の異動
(MINISTOP KOREA CO.,LTD.)

当社の連結子会社であるミニストップ(株) (以下、「ミニストップ」という。)は、ミニストップがその発行済株式の全株式を保有するMINISTOP KOREA CO.,LTD. (以下、「韓国ミニストップ」という。)の全株式につき、2022年1月21日付でLOTTE Corporationとの間で株式譲渡契約を締結し、2022年3月29日付で全株式を譲渡いたしました。これにより、韓国ミニストップは当社の連結の範囲から除外されました。その概要は以下のとおりです。

(1)株式譲渡の概要

① 株式譲渡の相手企業の名称

LOTTE Corporation

② 株式譲渡の理由

ミニストップは、1990年に韓国に初進出後、子会社の韓国ミニストップを通じて、コンビニエンスストア事業を展開しておりました。

この度、将来の見通しを総合的に判断し、経営の最適化、経営資源の集中と効率化の観点から、韓国ミニストップの持続的成長を支援できる第三者への譲渡が最善であると判断しました。同社の譲渡先候補について、今般、LOTTE Corporationとの間で、譲渡の条件等について合意に至ったことから、韓国ミニストップの全株式を譲渡することといたしました。

③ 株式譲渡の確定日

2022年3月29日

④ 譲渡株式数、譲渡価格及び譲渡前後の所有株式の状況

異動前の所有株式数	5,080,000株 (所有割合：100%)
譲渡株式数	5,080,000株 (所有割合：100%)
譲渡価額	320,988百万ウォン (約31,071百万円)
異動後の所有株式数	0株 (所有割合：0%)

※ 1ウォン=0.0968円で換算

(2)韓国ミニストップの概要

① 事業内容

韓国におけるコンビニエンスストア事業

② 事業規模

・資産・負債の額（2022年2月28日現在）

総資産	32,142百万円
負債	25,119百万円
純資産	7,023百万円

※2022年2月末の為替レートにて換算

・損益額

（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）

営業総収入	103,670百万円
営業利益	△1,136百万円
経常利益	△1,031百万円
当期純利益	△1,169百万円

※2022年2月末の為替レートにて換算

(3)連結業績に与える影響

本株式の譲渡に伴い、2023年2月期の期首より韓国ミニストップは当社の連結の範囲から除外されることになります。また、2023年2月期において、関係会社株式売却益を特別利益に計上する予定ですが、売却に伴う手数料など変動する要素があることから、現時点では確定しておりません。

■計算書類

●株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位:百万円未満切捨)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
						固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
2021年3月1日残高	220,007	316,894	8,338	325,233	11,770	4,093	80,500	6,342	102,706
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩高						△133		133	－
別途積立金の取崩高							△15,000	15,000	－
剰余金の配当								△30,601	△30,601
当期純利益								23,384	23,384
自己株式の取得									
自己株式の処分			9	9					
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	9	9	－	△133	△15,000	7,916	△7,217
2022年2月28日残高	220,007	316,894	8,348	325,243	11,770	3,960	65,500	14,259	95,489

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2021年3月1日残高	△36,536	611,411	58,469	△929	57,540	381	669,333
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩高		－					－
別途積立金の取崩高		－					－
剰余金の配当		△30,601					△30,601
当期純利益		23,384					23,384
自己株式の取得	△31	△31					△31
自己株式の処分	2,602	2,612					2,612
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△11,808	562	△11,246	△72	△11,318
事業年度中の変動額合計	2,570	△4,636	△11,808	562	△11,246	△72	△15,955
2022年2月28日残高	△33,966	606,774	46,661	△367	46,293	308	653,377

●個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

……移動平均法による原価法

②デリバティブ

……時価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

……経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の耐用年数として以下の年数を採用
しております。

建 物

(事 務 所) 30～50年

(建物附属設備) 2～18年

構 築 物 2～44年

工具、器具及び備品 2～20年

②無形固定資産

……定額法

③長期前払費用

……定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

……債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権に
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等
特定の債権については個別に回収可能性を検
討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

……従業員及び時間給制従業員に支給する賞与に
備え、支給見込額のうち当事業年度に負担す
る金額を計上しております。

③退職給付引当金（前払年金費用）

……従業員の退職給付に備え、当事業年度末にお
ける退職給付債務及び年金資産の見込額に基
づき、当事業年度末において発生していると
認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の
平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）に
よる定額法により翌事業年度から費用処理す
ることとしております。

④投資等損失引当金

……関係会社等に対する投資等に伴う損失に備え、
当該会社の実情を勘案し、株式等の実質価額
の低下額を固定資産の投資その他の資産にて、
投資先の債務超過相当額のうち当社負担見込
額を固定負債にてそれぞれ計上しております。

(4)その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場によ
り円貨に換算し、換算差額は損益として処理して
おります。

②ヘッジ会計の方法は次によっております。

ヘッジ会計の方法

……原則として繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、振当処理の要件を満たす為替予約に
ついては、振当処理によっております。また、
特例処理の要件を満たす金利スワップについ
ては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

……(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 ……外貨建金銭債権債務
金利スワップ……借入金及び社債

ヘッジ方針

……為替予約は為替変動リスクを回避する目的で、また、金利スワップは金利変動リスクを回避する目的で行っております。なお、デリバティブ取引については管理規程に基づき、担当執行役の承認を得て行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

……ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

④消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

(5)表示方法の変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

また、前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「投資事業組合運用益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「営業外収益」に区分表示しております。

(6)追加情報

(従業員持株ESOP信託に関する会計処理方法)

連結計算書類に当該注記をしております。

2. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式等の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位:百万円未満切捨)	
	当事業年度
関係会社株式(注1)	452,114
関係会社出資金(注1)	102,510
投資等損失引当金(投資その他の資産)	△39,251
投資等損失引当金(固定負債)	97,174

(注1)貸借対照表計上額のうち、市場価格のないものを記載しております。

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社は、純粋持株会社として、関係会社の株式等を保有することにより、投資先である関係会社の事業活動の管理を行っております。市場価格のない関係会社株式の評価にあたっては、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理しております。実質価額は、関係会社の直近の1株当たりの実質純資産額に所有株式数を乗じた金額とし、著しい低下とは実質価額が簿価に比べて50%以上低下した場合としております。また、関係会社株式の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下した場合、または、関係会社株式の実質価額が著しく低下したものの、回復する可能性が十分な証拠により裏付けられたため、直接減額は行わなかった場合に、実質価額の見積りや回復する可能性の判断を万全に行うことは実務上困難なときがあることを鑑み、健全性の観点から、このリスクに備えて投資その他の資産に投資等損失引当金を計上しております。

また、関係会社が債務超過の状況にある場合には、当該債務超過額のうち当社負担見込額を固定負債の投資等損失引当金として計上することとしております。

②主要な仮定

関係会社株式の実質価額の算定にあたり、投資先である関係会社の実質純資産額は、関係会社の資産等の時価評価に基づく評価差額その他、超過収益力、当社グループ内での経営統合や事業再編により見込まれる効果やコントロールプレミアム等を加味して算定しております。回復可能性の判断については、関係会社の概ね5年後の1株当たり純資産見込額が、関係会社株式の1株当たり簿価を上回るかどうかで判断しております。関係会社の将来の純資産見込額は、主として経営者により承認された中長期計画の数値等を基礎として算定しており、中長期計画の前提となった数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定の影響を受けますが、これらの主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、商品原価、人件費や家賃等の販売管理費の変動予測等に、将来の市場環境や経営環境の変化を考慮して織り込んでおります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響は、連結計算書類の会計上の見積りに関する注記をご参照下さい。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

これらの主要な見積り及び仮定について、著しい経済的な外部環境の変化やそれに対応するための事業戦略の変更等により、投資先である関係会社の実質純資産額、将来の純資産見込額の見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において追加の評価損等が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額

19,365百万円

(2)保証債務等

経営指導念書等

主要な関係会社の資金調達に関連して、各社の健全な財政状態の維持責任を負うこと等を約した経営指導念書等を金融機関等に対して差入れております。なお、上記経営指導念書等のうち、「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第61号）に基づく保証類似行為に該当するものはありません。

(3)関係会社に対する金銭債権債務額（区分表示したものを除く）

短期金銭債権額 20,425百万円

短期金銭債務額 108,136百万円

(4)預り金

当社は、関係会社の余裕資金の有効活用を目的とし、一部の関係会社との間で金銭消費寄託契約を締結しております。当該契約により寄託された金額（期末残高106,034百万円）を預り金に計上しております。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高 56,773百万円

営業取引以外の取引高 16,443百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数	摘要
自己株式	普通株式	26,288	10	1,173	25,125	注1、2、3

- (注1) 当期末株式数には、従業員持株ESOP信託が保有する当社株式3,313千株を含めて記載しております。
- (注2) 当期増加株式数は、単元未満株式10千株の買取りによるものであります。
- (注3) 当期減少株式数は、従業員持株ESOP信託へ売却1,074千株、新株予約権の行使98千株、及び単元未満株式の買増請求に伴う売渡0千株によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	78百万円
未払事業税	129百万円
未確定債務	54百万円
有形固定資産	13百万円
貸倒引当金	18百万円
投資有価証券及び関係会社株式	55,784百万円
投資等損失引当金	41,609百万円
繰延ヘッジ損益	161百万円
その他	257百万円
繰延税金資産小計	98,104百万円
評価性引当額	△69,173百万円
繰延税金資産合計	28,931百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△1,737百万円
グループ法人税制に基づく	
投資有価証券売却益	△1,346百万円
その他有価証券評価差額金	△20,483百万円
その他	△6百万円
繰延税金負債合計	△23,573百万円
繰延税金資産の純額	5,357百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.5%
(調整)	
受取配当金等一時差異ではない項目	△29.4%
評価性引当額の増減	6.5%
その他	△0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.6%

7. 関連当事者との取引に関する注記

区分	種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社及び関連会社等	子会社	イオンリテール(株)	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	210,101	短期貸付金	190,000
					利息の受取(注1)	3,098	未収収益	719
					ロイヤルティの受取(注2)	3,684	未収収益	2,026
					業務の委託(注3)	3,181	—	—
		㈱ダイエー	所有 直接 100.00	資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付	33,327	短期貸付金	34,900
					利息の受取(注1)	491	未収収益	127
		イオンマーケット(株)	所有 直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付	29,719	短期貸付金	30,134
					利息の受取(注1)	438	未収収益	109
		イオンマーケティング(株)	所有 直接 85.10 間接 14.90	消費寄託契約	消費寄託契約に基づく預り金	18,075	預り金	28,326
					利息の支払(注4)	12	未払費用	3
		ミニストップ(株)	所有 直接 48.50 間接 5.33	消費寄託契約	消費寄託契約に基づく預り金	3,358	預り金	21,000
					利息の支払(注4)	2	未払費用	0
		マックスバリュ東海(株)	所有 直接 64.94	消費寄託契約	消費寄託契約に基づく預り金	19,926	預り金	15,200
					利息の支払(注4)	18	未払費用	2
		タルボットジャパン(株)	なし	資金の貸付	資金の貸付	1,423	—	—
					債権放棄(注5)	5,075	—	—

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。
- (注2) ロイヤルティの受取については、当社の基準に準拠し決定しております。
- (注3) 業務の委託については、当社が受託した飲食事業を業務委託しております。
- (注4) 消費寄託契約による資金の預りは、関係会社の余裕資金の有効活用を目的としており、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、取引金額は期中の平均残高を記載しております。

(注5) 債権放棄については、タルボットジャパン(株)の清算終了に先立ち行ったものであります。債権放棄にあたり同額の投資等損失引当金を取り崩しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 771円22銭
- (2) 1株当たり当期純利益金額 27円64銭